

第2回座間味村議会定例会

第1日目

6月13日

平成26年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月13日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成26年6月13日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成26年6月13日 午後3時25分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	大 城 晃	2 番	金 城 勝 英
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男	教 育 課 長	大 城 忍
	総務・福祉課長	宮 平 真由美		
	総務・福祉班参事	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長	垣 花 健		
	船舶観光班・参事	宮 平 正 則		

平成26年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年6月13日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第28号～議案第33号まで）
7	議 案 第 2 8 号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）
8	議 案 第 2 9 号	専決処分の承認について（座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例）
9	議 案 第 3 0 号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
10	議 案 第 3 1 号	専決処分の承認について（平成25年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
11	議 案 第 3 2 号	専決処分の承認について（平成26年度座間味村一般会計補正予算（第1号））
12	議 案 第 3 3 号	平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
13	報 告 第 1 号	平成25年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成26年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 大城晃議員及び2番 金城勝英議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりの報告です。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成26年3月15日～6月13日まで

- 3月23日 なんぶトリムマラソン大会（糸満市西崎運動公園）
- 3月27日 例月出納検査結果報告（村長、議長に提出）
- 3月29日 くじら音楽祭
- 4月 4日 慶良間自然保護官事務所の設置及び開所式（座間味村）
- 4月19日 海びらき
- 4月22日 例月出納検査結果報告書（村長、議長に提出）
- 4月23日 第2回南部広域行政組合議会（南部総合福祉センター）
- 4月25日 沖縄県町村議会議長会理事会（自治会館）
南部地区市町村議会議長会役員会（自治会館）
平成26年度沖縄振興拡大会議（自治会館）
- 4月26日 南部離島町村長議長連絡協議会（自治会館）
- 5月13日 南部地区市町村議会議長会（座間味村）
- 5月15日 町村議会事務局職員研修会（自治会館）
- 5月16日 町村議会議長会事務局新任職員研修会（自治会館）
- 5月20日 離島六村議会運営協議会（与那国町）
- 5月22日 南部地区町村等監査委員協議会定期総会（自治会館）
沖縄県町村監査委員協議会定期総会（自治会館）
- 5月23日 南部地区市町村議会事務局職員研究会（八重瀬町）
- 5月27日 第39回町村議会議長・副議長研修会（東京）
- 5月28日 例月出納検査結果報告（村長、議長に提出）
- 6月 6日 全員協議会
- 6月13日 平成26年第2回定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうは1日よろしく願いいたします。

平成26年第2回座間味村議会6月定例会行政報告でございます。平成26年第1回座間味村議会定例会以降の主な事項についての行政報告は、お手元にお配りしたとおりでございます。読み上げるのは省略をさせていただきますと思います。

行 政 報 告

平成26年6月13日

平成26年第1回座間味村議会定例会（平成26年3月14日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成26年	3月17日	沖縄教販 儀武顧問面談
	〃	船舶建造委員会
	18日	阿嘉島臨海研究所 大森所長来訪
	〃	座間味村観光協会理事会
	19日	郵船クルーズ 熱田氏面談
	21日	英国大使と面談
	〃	国会議員、県幹部と南部離島首長の意見交換会
	22日	FMとよみ出演（平和の光関連）
	23日	なんぶトリムマラソン大会
	24日	教職員離任式・激励会
	25日	富士ゼロックス社表敬（戸籍電算化）
	〃	JTB沖縄送客110万人達成感謝の夕べ
	26日	平和の光トライアングル事業
	27日	二一・ざまみ社長との面談
	〃	平和の光伝達式（読谷村役場）
	28日	那覇クルーズターミナル竣工式典
	〃	テレビ収録（OTB）
	〃	土屋先生退官記念激励会
	29日	くじらの音楽祭
	31日	北海道キャンプ解散式
	〃	ウィルコム社 電話機贈呈式
	〃	退職者辞令交付式
	〃	職員互助会主催送別会
4月	1日	新年度辞令交付式・村長訓示
	〃	全体経営会議
4月	2日	旧3月3日 浜下り
4月	3日	大阪 朝日放送ABCラジオ電話収録

4月	4日	環境省出張所 開所式
	〃	新採用職員研修（講話）
	〃	教職員辞令交付式
	〃	新採用職員研修（座間味島行政視察）
4月	7日	政党そうぞう一行来庁
	〃	日本経済新聞 牛山記者来訪
	〃	南部林業事務所長来訪
4月	8日	入学式
	〃	新採用職員研修（講話）
4月	11日	県庁あいさつ回り
4月	13日	サンゴツアー（QAB）
4月	14日	自衛隊相談員委嘱式
4月	15日	船舶建造委員会 視察・会議
	〃	JTB田部氏面談
4月	16日	環境部長表敬来訪
	〃	電気バス贈呈式
4月	17日	アイラス社 越智部長来訪
	〃	JTB来訪
	〃	ソニー企業 佐藤プロデューサー来訪
4月	19日	海開き（阿真ビーチ）
4月	20日	渡嘉敷村の海開き（阿波連）
4月	21日	内閣府審議官一括交付金視察
	〃	WWフェスタ協賛企業お礼回り
4月	22日	南部広域理事会
	〃	那覇・南風原環境施設組合要請
4月	23日	WWフェスタ協賛企業お礼回り
	〃	琉球新報取材
4月	24日	JTBとの連携協定説明（各種団体長へ）
4月	25日	県民の警察官表彰式
	〃	平成26年度沖縄振興拡大会議
4月	26日	南部離島町村長議会議長連絡協議会定例会
5月	1日	JTBとの包括連携協定に関する報告（県）
	〃	JTBとの包括連携協定に関する報告（OCVB）
5月	4日	外務省松田氏、北谷町商工会長米須氏来村
5月	7日	アート設計 中村さん面談
	〃	全体経営会議
5月	8日	JTBとの打ち合わせ
	〃	県中小企業青年中央会での講演
5月	9日	環境省ボート座間味港入港
5月	12日	道路関係6団体定時総会

5月12日	キリンビールマーケティング藤原さん面談
5月13日	南部地区市町村議会議長会 表敬・懇親会
5月14日	対米請求権協会理事会
5月15日	南部土木事務所所長表敬
〃	第11管区マリンレジャー救難所設置式
5月16日	座間味村観光協会理事会
5月17日	ざまみCUP表彰式
5月19日	二一・ざまみへの報告
〃	阿佐区総会
5月20日	座間味村商工会通常総会
5月21日	P o k k e 1 0 4さん来訪 (かりゆしウエア)
〃	座間味村観光協会総会
〃	地域魅力創出セミナー
5月22日	J T B包括連携協定記者会見
〃	第37回ヨットレース協賛企業回り
5月23日	新庁舎建設検討委員会・視察
〃	離島海運振興第2回取締役会
5月24日	中村ヤス子さん カジマヤー
5月25日	体育協会バレーボール大会
〃	内閣府石原振興局長、岡本参事官来訪
5月26日	県公報番組うまんちゅ広場 取材
〃	内閣府石原振興局長、岡本参事官視察
〃	沖縄観光セミナー (国家戦略特区関連)
5月27日	内閣府等あいさつ回り
5月28日	沖縄物産展であいさつ
5月29日	環境省にて溶融炉打ち合わせ (環境省、県、座間味村)
5月30日	地域離島課長 打ち合わせ
〃	キリンビールマーケティング来訪
〃	沖縄県名古屋事務所大橋囁託職員来訪
5月31日	座間味校運動会
6月 1日	ジュニアヨットレース開会式
6月 2日	全体経営会議
〃	離島航路確保維持改善協議会
〃	うまんちゅ広場 収録
6月 3日	新庁舎建設検討委員会
〃	環境省九州事務所所長来訪
6月 4日	総合事務局主催 しまのゆんたく分科会説明
〃	しまのゆんたく交流会
6月 5日	しまのゆんたく i n 慶良間 渡嘉敷中央公民館
6月 9日	阿嘉区総会

6月10日 那覇警察署砂川署長来訪
〃 座間味区総会
〃 座間味診療所 森医師歓迎会
6月11日 県都市計画・モノレール課来訪
〃 拓南製鉄株式会社来訪

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

最初に一般質問をするのは初めてでございますが、今回はトップバッターで一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回、私のほうからは2点ほど一般質問をしたいと思っております。まず1件目は、阿嘉島のクリーンセンターについての件について質問をさせていただきます。2件目は、阿嘉島のインフラ整備について、この2件について一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず最初に、阿嘉島のクリーンセンターについてなんですが、今、阿嘉島のクリーンセンター内に、チリメーサーという、名前が合っているかわからないかわかりませんが、多分、チリメーサーという機械の名前だと思っていますが、このチリメーサーの機械が設置されまして、もう1年過ぎましたかね、上等な機械が設置されております。この機械を設置してもう大分なるんですけども、私も個人的に何回かクリーンセンターをちょこちょこ回っているんですけど、稼働しているのを1回も見ることがないんですよ。座間味のほうでは聞くところによりますと、本当に毎日というほど稼働してまして、ほとんどビーチクリーンをやった後の処理とか、そういうのはほとんどされています。すばらしく座間味のほうはいいんですけども、阿嘉島のほうは、ほとんど稼働されていない。これは私が見る限りでございますが、ほとんどされていないんですが、これは阿嘉島で稼働した回数とか、その辺わかりますか。ご存じですかね。わかりましたら。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

おはようございます。まず答弁の前に、今度4月に、これまでの住民課が総務と住民課が一緒になりまして総務・福祉課になったということで、私の場合住民課長と福祉の参事を務めさせていただいております。また合わせて、ごみについてはですね、これまでは産業振興課が担当部署だったんですが、私どもの福祉のほうに来ましたので、しっかりとごみ行政についても対応していこうかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまありました金城弘昭議員のチリメーサーの稼働の状況についてお答えしたいと思います。いわゆるチリメーサー、いわゆる小型焼却炉については、現在、御質問のとおり、月に数回の運転状況にあります。これについては、通常のごみ処理業務が多忙を極める中、あわせて作業員の人員不足も生じたことが要因となって、次第に稼働回数が減少してきました。これにつきましては、導入当初、週3回の稼働を作業員とも話してスタートしたところですが、これが日に日にですね、日を追うごとに週に2回と。全くやらない月もあるということで、これまでですね、たしか三十五、六回動かしたという記憶がありますが、これについて

は作業員からの聞き取りによりますので、実は日報、月報等の今、確認をしているところです。当初は週3回の稼働をめどとして運転しておりましたが、今は月に二、三回という状況になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。今、これまでの稼働回数が36回ぐらいということで報告を受けているということなんですが、私もこの半年間、大分、個人的に、どうしてもちりを出す時間が遅れて、どうしても自分で持っていかないといけない時間帯になってしまって、自分で直接クリーンセンターに行くことがあるんですけども、ほとんど見たことがないものですから。それでこの質問をさせていただいたんですけども、これは機械運転とか、それをする場合に、今、日誌的な話をしていましたけれども、これは稼働日誌とか業務日誌を確実につけることになっていると思うんですけども、そうじゃないと、本当にいつ動いて、どれぐらいのトン数を処理して、そしてまた燃料がどれぐらいかかったというふうな形で、それが全てわかるようになっていると思うんですけども、この稼働日誌とかそういうのは、ちゃんとマニュアルがあっつけているんですかね、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、導入した当時ですね、メーカーさんのほうから、ひな形の運転日報をいただいております。これについては、燃料の消費量からごみの最終的なトン数、焼却灰のキロ数という記録がとられるようになっておりましたが、実は稼働に当たってですね、私のほうもこの提示を求めたんですが、実際は日誌を書いていないということでしたので、これについてはすぐ指導をしてですね、一括交付金で入れた機器ですので、それについては改めて検証を行うということで、担当者を通して日報の記入、あわせて過去に運転したメモ書きしている日誌等がありましたので、正式な日報にかえて書くようにということで、今、担当とも調整して、現場への周知を図っているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ぜひですね、こういう稼働日誌、業務日誌はしっかりつけていただいでですね、そうしたら一目でわかると思いますので、その辺は確実に守ってさせたほうがいいんじゃないかと私も思います。これですね、私は直接クリーンセンターの職員に、「これ1回も動いたところを見たことがないんだけど、目の前にたくさんニシバマビーチのクリーン清掃をしたとき、前浜いろいろやってきてですね、ビーチのちりが大分たまっているんですよ。トン袋に入れられて。これをちょっとずつでもいいから、面倒くさいかもしれないけれども燃やしたほうがいいんじゃないかというふうに話をしたところ、逆に担当に怒られまして、はっきり言いました。「ウヌ機械や、チカーラン」と方言で言われまして、もう言う言葉がなくなりまして、「ああ、そうですか」ということで帰ったんですが、そういう意識を持っている。これは職員がどうのこうのじゃなくてですね、この機械はどういうふうな形で使用していけば、座間味も完璧にやっているわけですから、阿嘉島ができないということはありませんので、この点ですね、ぜひ執行部は行政側のほうで職員を指導していただいて、こまめに使っていただければですね、だんだん処理ができると思います。あれだけのちりを見て、那覇に、沖縄本島に出すとした場合には、大分予算的にも私がかかると思っています。これを、ほかの職員を専門的に、ほかの職員を臨時採用でやってですね、今、週に3回とおっしゃっていますけれども、3

回動かすだけでも大分変わってくると思います。私は個人的にそう思いますので、ぜひ、しっかりチリメーサーをしっかりと、せつかくある機械ですから、これだけ金をかけて設置しているわけですから、ぜひ頑張ってください。チリメーサーについては以上でございます。

2つ目に、これもクリーンセンター内にある、下のほうにコンクリートの倉庫があるんですけども、この倉庫内にですね、土嚢袋に詰められた、これは燃やした処理後の灰だと思うんですが、土嚢袋に入れられてですね、相当たまっております。この土嚢袋がもう風化して腐れてぼろぼろになるぐらいの年数がたっています。これ私が見たところ、大分たっているんじゃないかなというふうに思うんですが、これはどれぐらい処理されなくて、どれぐらいのトン数がたまっているか把握していますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城弘昭議員の焼却灰についてお答えします。まずですね、焼却灰の量としては60トンを見込んでおります。阿嘉島の操業の最後の日が平成19年と覚えておりますので、その日以降、その当時はずね、たしか75トン近くあった覚えがあります。残りの15トンというのは座間味のほうの溶融炉が稼働したときに灰のほうを活用させていただいたんですが、座間味もとまって、今は60トンが建屋の中にあるということで、量として見込んで確認もしております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これはもう大分たっていますので、本当に土嚢袋が風化するということは、これはコンクリートの倉庫内ですから、大分年数がたっていると思います。これをいつまでも放っておくわけにはいかない。これまでも同僚議員何名かの方々からも一般質問がたくさんありましたけれども、これがまだ処理されていないということで、クリーンセンターに行くたびに、どうするのかと思うことがありました。これは今後、沖縄本島に出して処理することができるんですか、それとも島内で、村内で処理することができるものなんですか。どのような考え。今後の処理方法としての考えをちょっと聞かせていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、焼却灰の処理についてはですね、新年度予算で見て、委託費にて予算計上をしております。現在の処理業者と受け入れに係る調整を図っております。準備が整い次第ですね、処理を開始する予定で段取りをしております。沖縄本島では民間の処理業者が沖縄県内には3カ所しかございません。中部のほうにですね。沖縄県とも調整させていただいて、座間味村から他の市町村を経て中部まで運ぶということで、届出等も必要になってくるということと、焼却灰に係るダイオキシンの濃度、これについても、当時、重金属を含めた検査をやっておりますが、これも開示してですね、そちらのほうで今、受け入れ可能かということで調整をさせていただいています。その辺の確認がとれ次第、当初予算でつけていただいておりますので、処理のほうは開始を考えています。ただし、現予算については全ての60トンの量を処理できる予算ではないため、今回の処理を行いながら、残りの処理についてはまた検討をしていこうかなと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今、ある程度の予算を組んでいるということなのですが、これが60トンとなりますと、大分回数的に何回かに分けて処理しないといけない部分もあると思うんですけども、この予算をどういうふうに組んで、どういう予算の中で処理していくかは、これから大変だと思うんですけども、ぜひこれ、本当に何十年もたっているんじゃないかなと思います。あの倉庫も全部きれいに片づけたらですね、大分広いんですよ。そうしたら、相当ほかのものにも利用できます。何十年もためてですね、焼かした灰をそのまま突っ込むよりも、早くも考えて処分して、新たなものに使うというふうな考えを持っていかないと、いつまでもずっとそのままだとまた残りますので、大変だとは思いますが、予算的にもぜひこれを頑張ってくださいね、処理していただきたいというふうに思います。

あと1点、クリーンセンターに関する件ですけども、これはクリーンセンター外になりますけれども、ニシバマビーチに行こうとするところの左側のほうに、建材の資材、これは木材がらなんですけど、それプラス生ごみがこの水道タンクの中に入れて、衛生的にも悪いんですけども、ここは大分建材の廃材が大分山積みになっております。そしてこれは、個人的なことなんですけど、2カ月ぐらい前に、ちょっと自分も壊すのがあって、そこに建材を捨てて行ったときにですね、余りにもひどいものですから、ちょっと捨てるのも心苦しくてですね、担当に「この穴に埋めてちょっとずつ燃やしますから、責任持って管理しながら燃やしますから」ということでしたんですけど、執行部側のほうから、役場のほうから「ここでは絶対に火は燃やすな」というふうにありますので、燃やすなというふうに怒られまして、そして「どこに捨てる？」と聞いたら、「ここにそのまま捨てる」と言われたものから、私もちょっと心苦しく捨てたんですけども、この当初はですね、今までは業者が捨てたり個人的に捨てたりするものはですね、本当に責任を持ってあの中にちょっとずつ燃やしながら、管理しながら、水も準備しながら、こういうように処理してきてきれいだっただけです。それを、何でそういうふうになったのかどうか、その点ですね、どこでどういうふうに変ったのかちょっとわかりませんが、この灰、建設がらをどう今後処理していこうと思っているのか、その点、考えがありましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの建築資材の処理についてお答えしたいと思います。処理方法については、現在、村内の施設では適正に処分できないため、現在、可燃ごみを受けている那覇市・南風原クリーンセンターで受け入れができないか検討をしております。また、私も現地のほうは確認いたしました。そして廃材についてはリサイクル、そして燃料として受け入れする事業者がないかということで、こちらも打診をさせていただいております。いずれにしろ、阿嘉島だけではなくてですね、粗大ごみの処理については座間味島を含め、適正に処理方法の確立と、これに合わせた予算措置に早急に取り組んでいかないといけないということで、考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

その現場を実際に見ているのでしたら、すぐわかると思いますので、これから本当に観光シーズンになりまして、ほとんどあそこの目の前を通る方がたくさんいます。特に国立公園になりまして、これからまた観光客もどんどんふえていくものだと思いますので、メインな道路であります。特にまたモクマオウ伐採をしたものから、前はモクマオウが生えて、ちょっと奥に入っていますから目立たなかったんですけども、

今はもう完璧に道を通りながら即見えますので、もう誰が見ても「なんじゃ、これ」と思いますので、この処理方法をしっかり考えて、本当に那覇には建設資材として、確かに業者もたくさんいます。それを出すからにはまた予算もかかりますけれども、これは私の個人的な考えですけれども、3回か4回かに分けて、皆でちょっとずつ燃やししながら、一旦ゼロにしたほうがいいんじゃないかと。そのときは僕はボランティアをしても構わないと思っています。言った以上はですね。そういう考えもありますので、できるだけ早目です、また金がかからないように、しっかりと頑張ってくださいと思います。今回の質問にはちょっと入っていないんですが、隣にある生ごみですね。大分大変です。衛生上、夏場になりますと、風向きが変わりますと相当においます。この件につきましてもたくさん質問があったと思いますけれども、その辺はちょっとどう考えていますか。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

確かに、生ごみについても確認しております。これにつきましてはですね、また午後、一般会計の補正があると思いますが、一括交付金を活用して生ごみ処理機の導入の内定が、今度5月に出了たので、それを活用してですね、座間味島も合わせて同じ問題がありますが、いずれにしろ生ごみ処理機を座間味ないし阿嘉島のほうに設置して、適正に処理して堆肥化という流れで、設置していこうということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

本当にこの生ごみはですね、確かにクリーンセンターの職員も処理をするのは大変だったと思います。いろいろ捨てにいくたびに、向こうから逆に苦情を言われています。「きれいに分別してくれ」というふうに怒られていますけれども、本当に衛生上、すごく大事なことだと思いますので、ぜひこれも早目に機械を導入して設置するのであれば、阿嘉島になるか座間味島になるかはよくわかりませんが、ぜひ早目に設置していただいて、ちゃんと島をきれいにしていきたいと思います。本当に誰が来てもきれいな島と言われるように、全て含めてですね。海だけじゃないですよ、環境もしっかり整備していきたいと思います。よろしくお願いたします。阿嘉島のクリーンセンターにつきましては以上でございます。

2件目はですね、インフラ整備についてということで書いてあるんですが、これは阿嘉島のですね、阿嘉ビーチと書いてあるんですが、前はマザ浜とよく自分たちが小さいときは言っていましたけれども、いつの間にか阿嘉ビーチにかわっていますけど、この前と書いてあるのは阿嘉ビーチの前と書いてあるのは、前は海ですから、ちょっとこの海沿いの道路なんです。延長的に100メートルほどあります。それがですね、できたころは道路とすぐそばの浜がきれいに平坦化していたんですけども、台風のためにどうしても護岸を超えて越波してくるものですから、どうしてもこの側溝との角度で全部えぐれてきます。それで大きいときは結構1メートルぐらいあるときもありました。これがまた台風が変わって、また埋まったりしますけれども、これですね、何回も自分も通ったりしていますけれども、自転車、オートバイ、車、そして海なものですから、自転車で海を見てこうして走らせるんですよ。それで、そこは見ないものですから、これ、本当に転落したら、粗い大きい石がたくさんあるものですから、これは少々のがでは済まないなど。大分大げがになります。その辺は、いつも感じているものですから、その点ですね、ぜひこれから夏場のシーズンに入りますので、ぜひ何らかの形でですね、これを整備していただきたい。私はガードレールの設置をお願いしますということで書いてありますけれども、ガードレールじゃなくてもいいと思います。個人的な意見ですけれども、平坦にすれば、別に転んでも普通の砂であればけがもないと思います。だけど、台風のたび

にまたえぐれて、また入れる。これは回数的にもまた何回も何回も行政側が金を出して、やっぱりユンボも頼みますし、機械も頼みます。トラックも頼みますから予算が必要となりますので、その辺もどんなかなと
思考えもありますけれども、どのほうがいいのかどうかは今後しっかり考えて、検討したほうがいいんじゃないかと思えますけれども、私は一旦ガードレールを設置して、転落防止を何かの形でできればなというふう
に思っているんですが、この現場をごらんになったことはありますか。そして、今まで感じたことはあり
ますか。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

金城弘昭議員の御質問にお答えいたします。御指摘のですね、箇所につきましては、私も阿嘉の区民でありますので、現場はよく把握をしております。確かに台風の越波と御指摘にありますように、台風の越波で
ですね、側溝のふたが台風のたびに私たちは直しに行くぐらいの、かなりの危険な場所であるということは
認識しております。陸側ですので歩行者というよりは、やはり車両の安全が心配だなというふうを感じ
ておりまして、今、金城議員から御提案のありますガードレール等の設置、あるいはほかの安全対策が早急
に必要だと感じておりますので、まずは現地を詳細に調査をしてですね、まずはガードレールというのはや
はり予算のかかる話ですので、その前にですね、安全対策がすぐできるものをまず施しながらですね、ガー
ドレール等の設置については、今後検討していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。本当にこれからニシバマビーチ、先ほど言いましたけれども、国立公園になってですね、
日帰りのお客さん、そして泊るお客さん、前のビーチを相当利用する、道路を利用する方が一番多いところ
ですので、本当に事故が起きない前にですね、起きてしまったら保険問題がいろいろかかりますので、大変
なまた予算が必要になってきますので、ガードレールをつけるにしても、今、答弁がありましたように、予
算がかかりますので、それまでの今回の夏までに事故が起らないような対処をですね、簡単な対処でもい
いと思います。それまではですね、転んでも事故が起らないような形で対処していただきたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。これは私からの聖なる要望でございますので、よろしくお願いいたします。
私の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで金城弘昭議員の一般質問を終わります。

引き続き、1番 大城晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

おはようございます。先ほど開会の前に、教育長から4月1日に就任したとの挨拶がありました。大変バ
イタリティーのある教育長だと思っております。すごく期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、教育長にお伺いをしたいと思います。本村には、それぞれ規模も環境も違う3つの小中学校があ
ります。幼小中学校も含めてなんですけれども、慶留間のほうに幼稚園がないということなので、3つの小
中学校と捉えて質問したいと思います。「僻地の小さい学校そのものが、教育の原点である」とよく聞いた
ことがあります、離島の不利を有利に！ これは教育長が小さいころから体験して、十分わかっていると思
います。本村の特性を生かした教育の推進について、どのように考えているのかを伺いたしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

大城議員、私に質問をいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。大城議員、御指摘のとおり、本村は3つの島にそれぞれ学校が存在します。各学校はその島に合った、そしてその家庭・地域と協力しながら、その島に合った教育を推進しているところです。議員の言葉にもあったとおり、僻地教育では、「教育の原点は僻地にあり」とよく言われます。それは、すぐそのまま私たちの3島の3校にも当てはまる言葉です。教育の原点は、それぞれの3つの島にあって、島の学校にも言えることと。なぜ、僻地が教育の原点と言われるかと申しますと、3つの特性があるんです。それはどういうことかと言うと、僻地の特性として、まず小規模であるということ。一学年、多くて10名ぐらいしかいませんし、あるいは1人という場合もありますし、あるいはいないという場合も現在、本村ではあります。小規模であるということ。そして個に応じた、小規模であるがゆえに個に応じた、一人一人に応じたきめ細かな指導ができる。教育現場、学校現場です。そういう2点目にいいところがあります。そして、これが一番大きいんですけども、3点目、地域との密接な連携がとれている。これが一番大きいですね。これが大きな学校では真似できないような地域の連携。あるいは地域の人たち、あるいは保護者以外にも、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、その地域の子供たちをよく知っている。見守ってくれている。そういう環境にあるので、僻地の特性として教育の原点になっていると言われているわけです。昔は、私たちが小さいころは、僻地といえば不便なところ、都会から離れて交通の不便、情報も乏しい、あるいはあれもない、これもないという、ないないづくしのマイナスの教育が主流でした。ところが、現在はそうではありません。離島・僻地のそこには優れた自然環境があります。その自然環境を利用したプラスの教育を今、実施している。各学校で実施しているところです。自分たちの島のよさを見つけよう。そういうところから、子供たちに島のよさを発見してもらって、ふるさとを誇りに思う気持ちを育てていこう。郷土を愛する心を育てていこうという、そういう実践に今、3校とも取り組んでいるところです。議員お聞きの、どういう特性を生かした教育を推進しているかと申しますと、皆さん御承知と思うんですけども、座間味校では、海学校というすばらしい実践があります。中学生が、ここから泊までサバニを漕いで行く、あの体験は、子供一人一人がすごく充実し、そういう体験がまた今後大人になって生きていくという、すばらしい実践だと思えます。ほかのところではできなですよね。それから、座間味校はこの間また保護者の、あるいは地域の皆さんの協力で、アミジケー（追い込み漁）も実施したという報告も受けております。そういう特徴、それから、阿嘉校では一輪車があります。これは伝統的になっています。そういう少人数を生かした小学生から中学生までそろった一輪車の演技、練習。それから、サンゴの研究も阿嘉校は継続してやっております。そういうこと。そしてまた、地域の特性として、ケラマジカの研究も実施しています。それから、慶留間校は慶留間校ならではの特性として、幼稚園生から、今は幼稚園はありませんけれども、幼稚園生から中学生、職員も含めたエイサーの演舞あります。そして、ケラマジカの研究も慶留間校が率先して実施しました。そして、もう一つほかにも真似できないのが、阿嘉・慶留間のダイビング協会が全面バックアップしてやっている、中学生のスキューバダイビングです。これも、もう何カ年も続いております。これも地域の協力なしにはできないことでありまして、そういう体験が中学生に自然を守っていこう、慶良間の自然を守っていく、そういう気持ちを育てていっている、大事な実践になっています。以上のように、このように島の自然を利用して、今まさに国立公園化していますので、自然並びにそういうことを利用しながら、子供たちに郷土を愛する心を育てよう、今、実践に取り組んでいるところであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

確かに教育長がおっしゃられたとおり、少人数である。そして、いわゆる保護者が地域が子供に対して目が行き届いて、そして協力的であり、いろいろな課外授業、行事が子供たちの育て方、生き方を支えているということがありましたけれども、我々、地域の者として、どうしても子供に目が行くとですね、有利ないところしか目が行かないですね。今、並べられた海学校から始まって、慶留間の子供たちのシカの勉強まで。それは地域の個性を生かした特性を生かした、すばらしい環境だと思いがちなんですけども、それが少人数だから目が行き届いていることがですね、逆にマイナスにならないように。例えば干渉にならないかどうか。行き過ぎてですね。それから、不利な面といえば、昔は教育長がおっしゃられたとおり、何の施設もない、図書館もない、そういったのが不利だと思われていたのが、今はインターネットや、それから高速船で割引を使えば、那覇まで行ってというようなことは、先生、教育者にとっても言えることなんです。だから、そういった昔の不利なことが、今は不利ではないというようなことを言われるんですけども、ただ、小規模であるためにですね、地域の人が目が行きやすいために、それが足手にならないのか、過保護にならないのか、しかも座間味も阿嘉も、こういう表現がいいのかどうかかわからないですけども、移住者の方が多くいんですね。子供もそれなりに移住者の方が多くいます。もともとここに住んでいた親と、保護者の間がどうなのか、そこが子供に影響していないかどうか。もちろん村の活性化、地域の活性化が図られて、その活性化が子供たちの活性化にもなると思うんですけども、そういったのがですね、よく目にするんです。例えば運動会にしろ。だから、話を戻すと、子供たちの小規模だからこそ縦の中立もありながら、ニーニーがウツウの…、お兄さんが弟の面倒をみる。下の子は上を見て育つ。そして、横では小規模校でありながら、その辺の目が行き届いているということが、果たして競争力がついているのかどうか、大きいところの学校に比較してですね、この自然環境の利点を見に行くと、競争力がついているのか。学力は今はいいです。過去には悪かったときもあるので、学力は本当にとんとんで、家庭学習ができていっているのかどうか。外の遊びやスポーツは得意でも、そういった基礎学力ができていっているのかどうかとか、そういったのが非常に外から見て、どこにも威張れるような学力と並行して環境教育ができればいいなど、常々思うんですね。それについて教育長、もう一つお答えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

今、大城議員からずばり指摘がありましたとおりだと私も感じます。それは、先ほども申し上げた少人数、規模が小さいということ。あるいは、僻地、我々は離島・僻地に住んでいるということと合わせますと、小規模ということは、それなりの個人個人は大事にできますけれども、大勢の中でのみ合い、そういうことがなかなかできないという欠点です。これは長所でありまた欠点でもあるわけですね。そういうところを、じゃあ我々は教育をどう進めていくかということになるわけですけども、今、学校現場では、それをどう補うかと。各3校とも大規模校との交流学习と呼んでいますけれども、それも実施しています。2日、3日ぐらい、その大きな学校に子供たちをぶち込んで、大きいところの学校の経験をさせるということは、ずっと以前から、慶留間の場合は40年間ずっと続けてやっています。以前は座間味校が大規模校でしたので、そこに阿嘉・慶留間の子供たちを座間味校に連れてきて、1日そこで授業をしてもらうということの取り組みをやっていますけれども、今、座間味校も少なくなってきたので、それがなかなか難しいところもあるんですけども、今、それで3校交流会ということをやっていますけれども、そういうまた交流も必要かなとは考えたりもしていますけれども、そういう取り組み。子供たちに大きなところの経験をさせる。それを

もってまた、いざ島を出ていくわけですから、15の春を迎えて島を出て行って、高校に進学したときに、私たちがそうでしたけれども、そういう小さなところから出て行って、大きなところに入っていったときのあの不安さもあります。まさしく子供たちは持っているかと思えますけれども、そういう不安を打ち砕いていくだけの生きる力を、子供たち一人一人につけていくにはどうすればいいかということは、大変御指摘のとおり難しい問題ではあるんですけれども、アイデアを生かしながら各学校のまたいろいろなアイデアを取り入れながら、やっていかなくちやいけないと思っています。先ほど御指摘のあったとおり、今は情報化社会ですので、インターネットあるいはIT機器を利用すれば、即、情報が取り出せる、そういう時代になっていますので、今、各学校では大型テレビを導入した授業をしっかりと取り入れながら、子供たち一人一人に学力をつけさせる努力を今、やっているところですが、もちろん全国学力学習状況調査の結果からすると、大変いいです。本村は、各3島とも。ただ、子供が1人、2人とかない場合の、その反動は大きいですが、いい場合はいい。ちょっと落ちる場合はがたっと落ちてしまうという、これは平均化ができませんので、大きな学校みたいに平準化されて、できのあまりよくない子が平準化されてしまうということはないので、いきなり下がってしまうという場合もあることはあるんですけれども、そういう一人一人にまたしっかりと生きていく力をつけるための学力含めて、そういうことも考えて、しっかり推進していかなくちやいけないと思っていますところ。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

慶留間については、留学生の受け入れで、多分、留学してきた子、それから地元の子供ですね。いろいろな情報交換を切磋琢磨して、いい教育ができると思います。先ほど地域の協力があって、いろいろな行事が活発になっているという話もあるんですけれども、じゃあ、これもですね冷静に見ると、地域の協力がなければ学校行事はできないのかというような解釈もあるんですね。別に、だからといってけちつけているわけじゃないですけれども、座間味の海学校、それから阿嘉・慶留間のサンゴの産卵の観察、スキューバダイビング、地域の協力があってできるんですけれども、じゃあ、地域の協力がなければ子供たちは育たないのかというような形にも解釈できるし、ぜひ教育長、先ほどの切磋琢磨も含めてですね、我々にないのはどういうふうに取り入れて、子供たちを育てていくかというのをぜひ地域、保護者、それから学校と三者一体になって、いろいろなビジョン、計画を立ててすすくとたくましく、頭のいい子供たちができることを願っております。

それからもう1つ、これもまた地域含めての話なんですけれども、特に座間味の港の待合広場ですか、あそこがもうイベント広場化しているんですね。これはイベントがあるということはいいことなんですけれども、まかり間違えば、9時以降も子供たちがあそこで大人の祝宴の場にいるんですよ。これもよく見かけられます。あのテーブルの間を騒いで動いているのを。これも、先ほどから言っている地域との連携で、どうにか、あれがいいのか悪いのかは別としてですね、あの時間に子供たちがいるということは、ちょっと不自然だなと思います。来たばかりの教育長に、苦言ではないですので、これをいのように生かして、子供たちの教育をお任せしたいと思います。以上でこの件の一般質問を終わります。ありがとうございました。

第2点目、村内におけるバリアフリー化について。去った3月に国立公園の指定を受け、観光客も多く見受けられるようになり、喜ばしく思います。特に、最近は外国人と高齢者の観光客が目立っているような気がします。外国人については、観光協会が多言語対応マニュアルができ、何らかの対策が講じられ、言葉の壁が低くなってきたような気がします。さて、さきほどから言っている高齢者や障害者に対するバリアフリー化の考え、対応をお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

では、ただいまの大城晃議員の質問にお答えいたします。現在、村内公共施設及び公共交通機関であります船舶に関しては、バリアフリー設備をほぼ整えつつあります。しかし、陸域の観光施設であります公園、そして展望台、そしてビーチへの侵入路といえますか、下り道ですね。ほかいろいろ調査するとあるとは思いますが、バリアフリー対応はほとんど未整備となっているため、利用者の対応として早急な整備が必要かと思われまます。現在、具体的な整備計画は策定していませんが、今後のバリアフリー対応の整備につきましては、村内各地における観光地として利用され、整備が必要な箇所について、環境保護にも配慮しつつ、高齢者、身障者を含めた全ての利用者に配慮できるよう、関係機関と連携をとりつつ、補助事業等を利用し、整備に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

10 年はあつという間にたつんですけども、第四次総合計画、これは平成24年度から平成33年度までです。その中にもですね、バリアフリーの推進ということで、後でごらんになってくださいね。51ページに書いてあります。この51ページの中のバリアフリーの推進ということは、誰もが安心して生活できる住環境や段差のない建物や道路などを整備します。観光立村としても障害者支援を行います。と書いてあるんです。観光客というのは、ツアーで来る県外の観光客だけじゃなくて、実は例えば伊江島とか、年寄りの観光客がバスで丸ごと行くんですね。そういったのも含めて、観光客の、ここには村の老人クラブの関係者もいるんですけども、障害者だけじゃなくて高齢者、はたして高月山の公園に行って、高齢者や障害者に、あのすばらしい眺望を案内できるかどうか。課長、展望台は幾つ把握できていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

数えたことはまだないんですけど、島内ほとんど阿嘉島含めて、場所についてはわかっております。今、頭の中で数えたらわかると思うんですけど、把握はしております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

大小いろいろな展望地がありますけれども、南側からいくと外地島の展望台。あそこはホエールウォッチング協会が、ホエールウォッチングシーズンには人を派遣して、鯨を探すんですね。ちょっと歩くには距離があるんですけども、あれもそのシーズンには、そばにはツツジが満開して、とてもきれいな歩道なんですよ。あそこにもぜひ飛行機から来たお客さん、それから慶留間・阿嘉から行くお客さんの障害者、高齢者、そういった人たちにも見せたいものですね。それから、阿嘉の天城公園。あそこも周りは、最近はずつじがあまり見えなくなりましたけれども、あそこからの眺望、屋嘉比とか島を見る、それから慶留間が見える、阿嘉の集落が一望できるというのも、実に健常者しか見れないとい条件があるんですよ。そして、座間味に来たら、神の浜展望台、それから稲崎展望台、高月山展望台、どれも実は階段、壁があり、おば一たちを連れていってくださいよ。下にとめるしかないんです。そういったことで、観光立村としての障害者、高齢者、いわゆる生活弱者への対応が全然不足だと思います。しかも、総合計画に載っているの、ぜひ整備計画を

つくって、住民に案内をしてください。

もう1つ、ビーチについてです。これは直接、観光客から聞いた話。今は障害者がエントリーできる車イスがあるんですね、そういったのがありますというのを教えてもらったんです。それで、「世界が恋する海」とありますけれども、「私たちは、別世界の人ですか」と言われたんですよ、皮肉で。だから、一流の観光地であれば、一流の国立公園の観光地であれば、せめて座間味と阿嘉に、障害者や高齢者が入水できるビーチへの設備が、ということ言われて恥をかいたんです。議員とわかりながら言うもので。特に、阿真ビーチはすぐできるはずで。段差がないから。そして、それには必ずライフセーバーがいないといけないという条件で、ライフセービング協会の案内に、ホームページに出ていました。ところが、今度の問題はニシバマビーチ。先ほど言われたメヌ浜を使うのか、それからニシバマビーチを使うのかわからないけれども、阿嘉にも入水できる施設がほしいなと思います。これについても、ひとつ展望台ばかりじゃなくて、ビーチの高齢者、障害者対策のお考えが、どう思うかということで返答をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

そうですね、私もこういうビーチへの障害者、あと高齢者がスムーズにおりれるような通路といいますか、そういうのはほとんど全く頭になくて、年寄りでしたら手をつなぐとか、身障者でしたら抱っこしてと言いますか。そういうイメージしかなくてですね、全くそういう整備をするということが頭になかったので、今後、本当に阿真とか、あと阿嘉の前浜ビーチでしたら、すぐに実現可能ななと思いますので、古座間味とかニシバマでしたら、ちょっと急傾斜ですので、じっくりと考えないといけないかなと思うんですけども、できる箇所から先に、何とか大城議員と同じ心を持っていますので、年寄り、身障者に関しては、何とか先にできるところから勉強してやっていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これについてはですね、これから国立公園の施設整備計画があると思います。この中にですね、陸上のバリアフリー、陸上といっても、公共施設だけを目にしていたら、ちょっとあれが室内になってしまうので、ここの国立公園のよさは何といっても、外の景色、環境、ぜひその整備計画に入れて、村内にも堂々とお客さんが来れるような設備を考えていますと。誰もが同じような考えで言えるようにですね、計画をつくっていただきたいと思います。それについて村長の考えをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御質問ありがとうございました。まさしくそのとおりだというふうに認識をさせていただいております。もちろん総合計画にも掲げられているからやるということではなくて、これはですね、予算の問題もありますから、すぐにはいかないと思いますが、先ほども話がありました環境省のほうでも整備計画をまさしく今、つくっている途中でございます。私たちができる部分、あるいは国や県にお願いする部分があると思いますが、その辺しっかりと勘案しながらですね、全ての観光客にやさしい村づくりというのもとても大切だと思っておりますので、一生懸命進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

せっかくですので、バリアフリーについては、これで一区切りということで、ぜひ整備を進めていただきたいと思います。関連した質問なんですけれども、これは去った座間味の総会において、防犯カメラの設置や要望が出ていたと思います。それについて、私は非常に賛成で、これまでいろいろなテレビでニュースを見たときに、防犯カメラのデータで犯人がわかったと。ましてや防犯カメラの設置店とあるだけで、皆が襟を正すというか、身の振りを正したりします。あいにく私、別の会議で那覇に出ていて、総会に出られなかったのですが、ここでぜひ公共施設、特に港ですね。座間味や阿嘉の港、できたら飛行場もそうなんですけれども、そこへの防犯カメラ設置について誰か考えを答えていただけませんか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

ただいまの大城晃議員の御質問にお答えいたします。確かに防犯カメラの設置は必要性を感じております。どこに設置するかは検討をいたしまして、今後の課題としたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

一番いいのは、人の往来の激しい港だと思うんですね。今の答弁は場所の検討なんですけど、設置を前向きに検討していただけるんですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

ただいまの御質問にお答えいたします。今ですね、村が設置している防災用のカメラですが、各ビーチと、それから観光向けにということで、高月山に設置しております。それから、役場内にですね、たしか防犯の観点から2台設置しております。その防犯カメラの記録のほうですね、72時間、防災室のほうで記録させていただいておりますが、そのカメラの記録できる範囲、記録できるレコードの数が決まっております。今後ですね、その数がふやせるかどうかとも検討しながら、設置に向けて検討したいと思っております。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

記録媒体とか容量とかの問題じゃなくて、私が言いたいのは、人の出入りが多い、激しい港へ防犯カメラを設置したらどうですか、どう考えていますか。媒体とかですね、それから容量とかの話は後の話じゃないかなと思いますけれども、どう思いますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

ただいまのご意見ですが、何カ所かに必要と思いますので、設置に向けて検討していきます。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

ありがとうございます。これも総合計画の安心・安全な村づくりというところで、全部吸収されると思い

ます。ぜひ国立公園の施設の整備計画とあわせて、防犯対策、安全な島づくりに、また整備計画として盛り込んでいただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで大城晃議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おはようございます。同僚議員から、1時間以内には終われよと、しょっちゅう言われているけれども、終わりそうにありませんので、あらかじめ。金城弘昭議員が、自分は早目に終わるから、その分、使ってくれというのが前もってありましたので、その分をいただきました。早速、入りましょうね。1番観光振興策について。観光振興のために、観光客の入域数をふやす必要があるが、どのような計画をしているのか等質問しますということにしてありますが、3月の議会に国立公園に指定されまして、おめでとうございます。これからは観光客もどんどん多くなりますねという話をしていたんですが、開けてびっくり、全然ふえないものですから、なぜこのようなことになっているのかというのを、いろいろ分析しながらですね、私なりに議論を持っていたんですが、この入域数をふやすために、国立公園化に以前からいろいろなアイデアを出してきたつもりですけど、まだぜんぜん相手にしてもらっていないというか、そういう感じが否めないものですから。せっかく国立公園化をしてもらっているし、あとクィーンざまみも一括交付金で一括払いで、今、負担金ありません。次年度以降にできるフェリーざまみも、ほとんどの支払いが負担金がないということになりますので、今後それをどう生かしていくのか。その辺もちょっとお聞きしようと思うんですが、どう生かしていくのか。まず、フェリーの負担金がどれぐらい軽減されるのか。あと、現在のクィーンざまみがあと何年後に、これをやらないといけないのか。要するに完成しないといけないのか。もしそうなった場合には費用が幾らぐらい浮くのか。また、負担金がふえるのか。その辺からですね、ちょっと答えてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

金城善昇議員の御質問にお答えします。ただいま言われたように、今度フェリーをつくって、何年後に高速船がかえられるのかという質問なんですけど、今後の入域とか、そういう全ての収入に関連してきます。そして高速船というのは簡単につくれるものではないので、現在、フェリーでも、やっとな国の補助があつてつくる計画を進めているんですけど、このフェリーをつくった後に、どれぐらいの借金というんですか、実質、今はフェリーのことしか計算していないんですけど、最終的には補助、そして国からの交付税で枠があつて、実質、計画しているフェリーの金額からすると2億円近くの、2億円ちょっとの裏負担が出てきます。それを実質、これから起債として返還していかないといけないんですけど、今現在として、去年、ことし、そして来年あたりまでフェリーの支払いと高速船の支払いがなくなったおかげで今、黒字になりつつあるんですよ。ところがこれ、今フェリーをつくると、また2年後には、もしかするとペイぐらいか、赤字になる可能性も出てきます。それをしないために今、観光入域をふやすことを一生懸命考えているんですけれ

ども、具体的な今後の高速船が入ったときのやり方というのは、ちょっとまだ計算等はやっておりません。そして、今現在取り組んでいることに関しては、まず入域数をふやすということは、以前からやってはいるんですけど、国立公園に指定される前から、実質、役場として、行政としては動いてはいるんですよ。その中で活動しているのはホームページの紹介ですね。それとあと、東京品川水族館でのホエールウォッチング展の開催ですね。これに関しては4万6,000人にピーアールハガキを渡して、パンフレットと。来てくれるようにやっております。あと、新聞、旅行雑誌、そして月刊マリンダイビング、BE-PAL、アートガラス、女性自身。これは国立公園以前からやっているものであります。その他として、県内においては鯨のパネル展、そしてテレビ・ラジオの取材でのピーアール活動も以前からやっております。今後、入域数をどうやってふやすかというのは、フェリーQueenの料金をすぐにどうにかするというわけには、ちょっと今はいきませんと思いますので、あと三、四年後にどのような形になってくるか、まだしっかりと把握できない状況であります。それで、ピーアール活動として、今後の展開は、まずは一括交付金を利用して県外においての須磨水族園、神戸のほうにある。そちらでの海関連のパネル展、そしてまた羽田空港とか、そういう首都圏においての主な公共機関においてパネル展、物産展、そしてプロモーションビデオの作成。このプロモーションビデオは、内容は村の紹介ですね。こちらを今、一括交付金で予定しております。県内においても路線バスの車体を利用したサイドラッピングというんですか、その広告を今、計画しております。あと、国立公園に指定されたおかげで、すごくメディアから注目されて、電話が結構殺到してきているんですよ。撮影させてくださいとか。そういう関連で、まずは県内の人気番組の収録、誘致活動。こちらも一括交付金で計画しています。それと関連して、去る5月22日、JTB沖縄との共同連携事業ですか、協定を結んでおります。現在、観光客の誘致活動を協会を含めて今、進めているところであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ピーアールをしていると。ピーアールだけでは、はっきり言ってそんなにふえるとは思えないんですよ。今、参事がおっしゃったでしょう。フェリーの運賃とか高速船の運賃をどうのこうのするのは、今すぐにはできないという話をされていましたが、なぜそれができないのか。私がこの質問をしてからもう5年になるんですよ、はっきり言いますけど。経営改善委員会を船舶のほうでつくってくれということで、私は何回も話をしてつくりましたよね。でも、そのときに業務に関する専門家を入れてつくってくれと言っただけでも、その委員会の中に入っているのは、各区長ですよ。あと商工会の会長、商工会の何名かがいたり、ダイビングショップのダイビング協会の会長だったりね、そういう専門とは全く関係ない人たちなんですよ。はっきり言います。結果、その委員会で何を決めたかと言ったら、ドック入りの時期を変えてくれという要望しか決まっていなはずなんですよ。それは改善委員会ではないと私は思っているんですけどね。私が毎回提案していたのは、今、参事がおっしゃる運賃は触れないというのは大間違いだと思うんですよ。これはちょっとおろしてスライドして総務課長、県外に出張が多いと思うんですが、飛行機をとりますよね、そのときに、正規料金で買っていますか。どういうふうに乗っていますか。

○ 議長（中村秀克）

官平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（官平真由美）

ただいまの御質問ですが、正規料金では買っておりません。ネットで調べて安いところ、あるいはLCCを使って経費を削減しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは早目に旅行計画ができた場合には、旅行会社でやっている飛行機の早割とか、そういうものでやっていますよね。だから、普通の料金よりかなり安いはずなんですよ。はっきり言いまして。なんで座間味村は、受付は2カ月前、3カ月前からやるのに、その当日しか決済はさせてないのかなど。早割とかがないのかなど。早割、要するに、これ何でそこから経営改善委員会ができたかと言いますと、二重に予約をされないように、要するに、実際に1人で2つも予約をとっていたりするんですね。そうすると、一方は乗るけど一方は乗らない。それはそうですよ。1人の人間の体が2つになるわけにはいけないわけですからね。要するに、一方はドタキャンになってしまって、そういうのを防ごうという意味から、早く予約をした人は、早く決済してもらうからと。そのかわり、早く決済する人は、早割もやっていいんじゃないですかと。そのときにカード決済もいいんじゃないですかという話をしましたよ。ところが今現在やっているのは、早割はない。決済はやっているかもしれませんが、早割はない。現場で、今、船に乗ろうとしても、何カ月前前から予約をしている人も、そこの名簿に書いて、さらにそこでカード決済して、混乱して船の出発時間が遅れるという状況になっているんですよ、今ね。何で早割ができないんですかと。やっちゃいけないということになっているんですか。その辺、ちょっと答えてもらえますか。参事。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

早割というのは、最終決済を落とすということですかね。今、カード決済はネット上での最終決済はやっ
てはいるんですけど、これはまだ引き落としではないんですよ。なぜ最終引き落としまで行っていないか
という、相当冬場、夏場は台風とかで、何百名の決済を台風で飛ばしてしまうと、一旦クレジット会社にお
りたお金が、また事務的に、相当複雑になってしまうんですよ。その事務まではまだ行ききれないとい
うことで、窓口で、天気が悪い日に船が欠航になると、最終決済がおりていませんで、取り消しでその事務
は全て済むんですよ。それがなくて、3日、4日分、夏場の台風襲来時に、1日大体混んでる日は1、00
0名近くいるんですよ。この何割、今、決済が相当ふえてきていますので、これは本当に最終決済をネッ
ト上でやってしまうと、前割というんですか、それも含めて…。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

ただいまの金城善昇議員にお答えします。ネット上での早割制度というのは、ただいまの計画はしており
ません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今はインターネットやら、いろいろなものをうまく使ってピーアールもしているという話なんで、逆にそ

ういうものはやりませんとなった場合には、考えておりませんとなった場合には、何のためにじゃあピーアールしているんだということにもなりかねないですよ。やっぱり、今の状況を打破するためには、確かにあれですよ、何年か前まではアイランダーのメンバーが5回に1回は往復ただという特典がありましたよ。だから、年に何回も来るんだという部分もありましたけど、とりあえず今はそれをなくしたから、結局そういうお客さんは、ただ特典があるのは、ほかの人より先に予約ができるということだけだったんですね。でも今は同じでしょう、結局は。そういう人たちが、特典がもらえるのは何かというのもまた、要するに、これが1番になると思うんですよ、運賃は。早くやってもらって。ほかのところに行くときに、早く決済をしてやれば安くなるからということで行けるわけですよ。ところが、本当に1日違いで運賃が違うときがありますよ。ああいうものもありますので、だから早目に決済してというふうにしてやっていきたい、自分らはそれは使いきれないからあれなんだけれども、そういう若い人たちが結構いると思うんですよ。そういう目を向けるとか、あと、この経営改善委員会はもう開催しないんですかということね。委員をかえてでもいいから、僕はやってほしいなと。それは何でかと言うと、議論してほしいのがあるんですよ。例えば、1便、2便、3便というのが今から動きますよね。高速船。2便、3便は那覇から来るもの。はっきり言って、非常に乗客数が少ない。ところが運賃は一緒なんですよ。1便はいっぱいしてるんですね、なぜ1便がいっぱいするのかはわかりませんが、例えば泊まるお客さんでも1便をとっているのがあるんですよ。でも2便、3便で来られる方、要するに東京・大阪から昼ごろ着いて、2便、3便に乗ってきて、ここで宿泊すると。那覇には泊まらないという人たちに、要するに基本的に宿泊者は運賃を安くできるという、二重、三重のランダムな料金体制がつくれないかどうかというのを僕は議論してほしいんですよ。要するに、ここに泊まる人は、2便、3便で来てくださいと。時間にも余裕がありますと。那覇に泊まる必要はありませんと。直接、座間味に来れると。そこで1泊分はお金が落ちますよね。だから、船賃はせめて、例えば2便、3便で入った人は、翌々日の1便か2便で出て行く人と3便で出ていく人は、また往復運賃で帰るというぐらいの、これぐらいのランダムなことをやって、宿泊をしてもらおうというアイデアというか、そういう話をまとめてもらって、村長に答申してもらって、それで村長が議会に出してくるので、その前に総合事務局もいるという、そういうシステムづくりを私はしてほしいんですよ。何て言うかな、何月にドックをしてくれとか、そういうのはその中でまたもう一回、どうしてらできるかということを考えながらやっていかないと、せっかく国立公園になって、ふえていきますよと言いながら、運賃が高いから来ないと。実際に、沖縄本島までは、那覇までは来ているんですよ。ところが、宮古・八重山も沖縄本島も観光客はふえています。しかし、離島市町村が、本島周辺の離島市町村がふえていないんですよ。逆に減っているんですね。何でか、全部の運賃が高くなったから。そういうことなんですよ。だから、そのためにも運賃問題は、一番に私は必要な問題だと思うんですよ。はっきり言って。それについて、村長はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、観光客の流れを先に紹介させていただきますが、平成15年に9万6,000人という、相当大きな数字をいただいておりますが、それ以降は大体8万人から8万5,000人の間を行っているのかなというような統計が出ております。平成21年度から打ち出しまして、平成24年が6万9,000人ちょっと、いわゆる7万人弱まで落ちてきていた観光客が、去年の統計を見ますと7万9,960数人ということで、1万人増加をすることができました。一昨年はやっぱり夏場の台風の大きさということがありましたので、相当な客が入ってきた形なんですけど、最近はラムサール条約であったりとか、あるいはミシュラン・グリーンガイド・ジャポンとかということで、二つ星をいただく。さらに、

ここ一、二年、国立公園ということで、相当、観光客の方からは座間味村あるいは慶良間諸島が注目をされて、観光客が増加の傾向に転じてきたというのは事実としてございます。今年度、今年に入りまして、2月は船の欠航が非常に多うございましたが、2月以外は対前年度月日で言いますと、去年よりも上回っている状況がありまして、観光客は議員おっしゃるように、よくなりつつある状況がまずあるということを御報告をさせていただきます。

それから運賃の話、あるいは検討委員会の話なんですけど、この辺に関しましては、運賃を安くすれば、お客さんがいっぱい来るのではないかとという一つの考え方がございますし、また、より質を高めた観光地にすることによって、多少高くても訪れたい座間味村という戦略も、もしかしたらあるのかもしれませんが、いろいろな検証をさせていただかないといけないと思っておりますが、先日、JTB沖縄さんと包括連携協定を結ばせていただいております。ちょっと話がずれて大変申しわけないんですが、この中でいろいろな取り組みを両者でさせていただくことになるんですが、例えば、きょうの補正予算案でもお願いする件があって、エージェント用のフリーペーパーをつくってみたり、研究所を持っているところがございますので、本部の研究所のほうから講師を招いて勉強会をしたりということで、より質の高い観光地、座間味村を目指していくということ。それから、夏場に向けては特別なパッケージツアーをやりまして。それで、私たちがお願いしたのは、2便を使って来て、2便を使って帰るような仕組みをつくったパッケージツアーをつくっていただきたいということが1つと、もう1つは、これまではホテルだけと契約を皆さんしているんですけども、民宿にも裾野を広げてですね、多くの民宿にもお金が落ちると言ったら変な言い方ですけど、お客さんが泊まる環境をつくっていただきたいという申し出をさせていただいたり、いろいろなことをさせていただいております。その中でもやっぱり議論として上がってくるのは、特に夏場の船の1便目がいっぱいだということに対して、どういうアプローチができるのかという話と、あるいは冬場もやはり、逆に冬場は欠航率が高いので、観光客を多く集めるにはどういうアプローチが必要なのかというテーマを設定させていただいておりますので、先ほどの経営検討会議を解散して新しく組織をつくるのかというのは、またこれから検証させていただきますけど、議員がおっしゃるような専門知識を持ったエージェントの職員をメンバーに加えてですね、この料金形態、あるいは座間味村のこれからの観光旅行とは、エコツーリズムとはということをしかりと議論をしていく中で、結論を出していきたいと思っております。料金を休めること、季節的なもの、あるいは1日の中で1便目は高く2便目は安いとか、いろいろな提案をいただいておりますので、それがしかりと法的にと言いますか、許認可事項でございますので、その辺が可能かどうか。可能じゃないことはないと思うんですけど、それと、早割の件に関しても、それができるのかも含めて、やったほうがいいのかどうかも含めて、しかりと専門家を交えた勉強会を開かせていただいて、その結果はまた、こういう機会、あるいは別の機会に報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長の前向きな答弁、ありがとうございます。村長は今、JTBの話がされましたけれども、今は個人で取ってくる人が結構ふえているんですね。旅行会社じゃなくてですね。だから、そういう人たちにも対応ができるように。今は宿とかですね、ダイビングショップ、何年も来ていて、もうなじみになっているのでリピーターとして来るけれども、今おっしゃるJTBのほうはできても、個人ができなかったら、ちょっと不公平かなという感じがありますので、その辺も含めて早目にやられてください。

それから、国立公園になった、新年度でなっているんですから、成果が出るような形に持って行っていただきたいと思えます。そうしないと、せっかくのチャンスを、みすみす逃がすようなことになりますので、

これは前向きに進めていく、検討するんじゃなくて進めていくということで承っておきます。

次に行きます。保健衛生についてということで、前回の一般質問でもマダニの件を聞いております。あと、今回はですね、狂犬病の予防接種等についても聞いていきますので、お答えはスムーズに出てくるように。まず、マダニはあれからどういう対策、万が一のためにどういう対策がとれるようにしたのか、お答え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城善昇議員の御質問に対してお答えします。まずはですね、マダニについて接触事故が起きた場合の対策としては、まず保健師さんを中心にしてですね、診療会議ですね。あと、うちの保健師さんはまた学校の保健医療の委員にも入っておりますので、そこで周知活動を行うということで、進めております。あと、診療会議がまた近々開かれますので、先生方には直にですね、立ち話的にはお話は進めているんですけども、正式に事例も提示してですね、事例があると。あわせて阿嘉島の総会でもありましたムカカの件もありますので、そこも含めて一緒にお話を進めさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

阿嘉区の総会のムカカの件は聞こうと思ったら、先に言われちゃったから、何か聞けない。前にちゃんとやっていたけど、途中でやめちゃったみたいなことを言っていましたよね。これは途中でやめることは絶対はないと。これもさっきの観光振興策にもつながりますからね、白黒虫の件は。あれが業者の人が質問したでしょう。あの人なんか、お客さんを阿真に連れて行って全部刺されて、その後に来ないと。もうこんな所はいやだと言って、なっちゃった人たちですからね、これも絶対に対策はしてください。これは同じですよ、マダニも。マダニ、私は九州の例をとって、マダニは鹿や猪が運んでくるものだから、特にこっちは鹿が多いから、ちゃんとしなさいよという話からこれは出たんです、マダニは。これは近いうちに厚生労働省が動くと思うんですよ、何でかという、今、都会でもこれが発生し始めているんですね。原因はアライグマですよ。アライグマが、要するに里山に入って猪とかが持ったものをずっと持って回って歩いて、そこに飼い犬や飼い猫が接触して、家の中に運んできています。だから、今までの家でのイエダニとか、そういうものよりも強力なやつなものだから、厚労省もちょっと動こうという動きが今出ています。だから、絶対こういう病気が出た場合には、一番先に対処できるようにということで。あれですよ、逆に、予防のためのモデル地区で県、国から指定させてやったら。だって、この琉球列島で、今、猪がいるのは何カ所かありますけれども、鹿がいるのはここだけでしょう。だから、ここは予防策。ついでに白黒虫も。どうやったらできるかというモデル地区に指定してもらって、座間味村だけの予算ではなくて、国、県の予算も引っ張るようにしてくださいね。

それともう1つ、狂犬病予防接種があると思うんですけども、これまでの、去年までの実績で言えば、何パーセントの接種率なのか、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまありました、狂犬病の予防接種率については、過去5年間のデータを提供したいと思います。まず、率になっておりますので、まず平成25年度は62.4%、平成24年度は48.7%、平成23年度

は73.9%、平成22年度は86.4%、平成21年度は89.7%の過去5年間のデータの接種率となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か、接種率が落ちていきますね。平成24年は48%、あれは沖縄県全体の接種率と同じなんです。沖縄県は、他府県より20%ぐらい全国平均より下がっているんですね。それぐらい、狂犬病にはかからないだろうと。六十何年間、狂犬病の発生が日本の国ではありません。しかし、中国とかアジアの国ではありますからね。この狂犬病にかかるのは犬だけじゃないですからね、ほかの哺乳類は全てかかります。この狂犬病になったときの生存率ってわかりますか。死亡率でもいいですよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

人間がかまれた場合の死亡率というのは、私の記憶では66.6%、3人に2人は亡くなるということで、調べたことがあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

哺乳動物が狂犬病にかかった場合の死亡率100%。ということは生存率はゼロですよ。かまれたイコール、もう終わりですね。発症したら。マダニのあれは70%ぐらいだったでしょう。その菌を持っていてかまれた場合、狂犬病は100%ですよ。狂犬病の予防接種というのは、そんなに高額じゃないですよ、三千幾らですよ。これは犬を飼っている人は義務なんですよ。はっきり言います。義務です。何で義務であるのに、徹底していないのは何でなのか。この予防接種をしなければ、処分しなさいということになると、強制しないといけません。万一発病でもした場合に、100%死ぬわけですよ、人間がかまれても。それを48%から五十何パーセントまでって、笑いごとじゃないですよ。何名かかまれているよね。去年、おとし。あれがもし狂犬病の菌でも持っていたら、もう終わりですよ。何の手の施しようもないんですよ。今後、その犬、あれは注射したらもらえますよね。つけられるんですよ、そこの犬の首輪に。それをやらない犬は処分させるとか、何とかそこまで持っていかないと、私は言いましたよ、100%死にますからね、発症した場合には。そういうことを、今後どう考えるか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいま善昇議員からあったように、まさしくおっしゃるとおりで、やはり犬を飼うということは、飼い主としての責任がそこで問われることになると思います。村としても、やはり動物病院がないという観点から、団体接種ということで年に1度、お医者さんに来てもらって接種を受けていると。あと、そこで受けられない方に関してはフォローとして村のほうからも受けるようにということで、電話、または直接自宅訪問というのをこれまで繰り返してやってきました。しかしながら、一部では子犬が産まれて、たくさんいて受けられないとか、経済的な理由というのがありますので、その辺はですね、しかし飼い主としてのモラルある責任を持って、しっかりと受けて。やはり先ほどの狂犬病ですね、日本は今ではもうありませんが、海外は狂犬病というのがたくさんありますので、やはり安心な島づくりのためにも、私も初め、また担当も初め、

意識を持ってまた接して、業務のほうは対応させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

参事、今、個人的に何か犬はふえるものでふえたからと、これは大きかろうが、小さかろうが一緒ですからね、かかる金額は。だけど、生まれた子供たちは注射しなくても飯は食うんですよ。飯代は出せるのに、何で注射料は出せないのか。おかしいでしょう。それなら子犬が産まれたらペット屋に売れと。そうしたら金ができるよって。これははっきり言って、人間の命にかかわることですよ。これの調査をやったというあれはちゃんとわかるわけですからね、これは振興課参事、こっちの宮平さんにもお願いします。犬を船に乗せるときには、予防注射済みの証票がない犬は船に乗せられませんということで、インターネットに載せてください。これははっきり言って、島にいる者はなかなか病気にかからなくても、外から入ってくるものはわからないからね。外から入ってくるのが一番怖いんですよ。島ではインフルエンザがなくても、子供たちが那覇に行っただけかかってくるでしょう。そうすると、島中インフルエンザだらけになるので、外から持ち込むのがほとんどですから、船もそういうことをやってください。そうしないと、せっかくあれしても、狂犬病かもしれないからゲージから出せませんでは、話になりませんからね。そのほうがまた、ここに犬を、ペットを連れてくる人たちも気持ちいいはずですよ。港で、「いや、これは狂犬病のあれがないから、どこかに預けてきなさい」と。「捨てられないから預けてきなさい」というよりは、最初からそういうように打って連れてくるはずですよ。その辺も徹底してやってくださいね。予防ですから、これは。予防はするに越したことはないからね。沖縄本島だったら予防しづらいよ、どこからでも入ってくるから。でも、ここは入ってくるのは船からだけですから。そこさえ気をつければ大丈夫です。だから、ここでも予防接種を受けていない犬をゲージに入れて船に乗せようとしたら、予防接種をしていない犬は、船に乗せられませんということで、はっきりしてください。そうしないと、徹底しませんからね。そこまでやってください、逆に。村民の命が全部かかっていますからね。

マダニや狂犬病については終わりで、次はし尿処理タンク、番所の見栄えと、圧縮をやっているコンクリートのし尿処理タンク。この件を出したときに、何で今のし尿処理場には入れられないのかといったときに、タンクをつくって、そこにバキュームカーから入れて、水で薄めればできますよという話だった。課長は退職されましたけど、宮村課長のときにその答えでした。沖縄県の関係の人も見に来たと。どこにタンクを設置してやったほうがいいかということで、見に来たという話までは私、聞きましたよ。でもその後は予算もついていなければ、どうするのかもわからないんですね。あの施設は壊そうにも壊せない。だけど、あの施設に、今、バキュームカーから入れて流していたら、もう国立公園どころの話じゃなくなりますよ。その後どうなっているかというのを、今後、あれを使わずに、今現在、バキュームカーは動いていますよね。これはどこにどうして捨てているのか。これをちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

金城善昇議員のただいまの御質問にお答えします。その前にですね、これまで産業振興課が担当でしたが、4月からは衛生に私もなりましたので、引き継ぎしております。ただいまのし尿処理についてですが、座間味、阿嘉島ともですね、昨年8月に予算をつけていただいたバキューム車の購入以後はですね、そこでの処理はもうやめました。全て取りやめてですね、座間味は下水道処理浄化センター、阿嘉については阿嘉の浄化センターで監理員と、またくみ取りの方とも調整を兼ねてですね、バキューム車を取りに行っ、終

わったら上に行くのではなくて、処理場のほうで正式な運転ではありませんので、まず試験的ということですね、それ以降、十数回は担当の立ち合いのもと、処理を進めています。その後の水質の結果も見ながらですね、処理させていただいています。8月以降はバキューム車購入後は現地での処理というのは全て取りやめましたので、御報告します。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

バキュームカーからそのままし尿処理場に入れることは、法的にも許されていないという話をされていたんですよ、そのときはね。希釈しないと入れられないんだという話をしていたんですよ。ところが今のご話ですと、希釈もしないでそのまま試験的にやっているという話でしょう。これは試験的に許されるわけですか。試験的だったら、試験は何年間できるんですか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

大変申しわけないです。この処理についてはですね、おっしゃるとおりに希釈をしながらですね、薄めながら時間をかけて処理場で処理しているということです。先ほど私が申した試験的というのが、本来ならば認可外ということもあって、認可を取得してということもありました。あわせて、このようなバキューム車、宮古とかでも事例があると聞いております。しかしながら、別途の施設を建ててですね、一次処理をして下水処理場へ引っ張ってくると。処理場のお隣にですね、そのようなちゃんとした施設をつくるということでしたが、これについては何億円とかかるという報告を受けております。現状はちょっと今、その施設の建設というのは厳しいということですね、村としては県とも調整をして、試験的にこういうふうには希釈を兼ねて処理を兼ねて、さらにそこから出る放流水の水質もしっかりチェックしながら、当面の間ということですね、しかしまだお尻はまだ決まってない状況です。やはり大がかりな仕事になりますので、これについてはじっくり構えて対処していきたいということで今、考えています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはですね、離島はどこでも抱えている同じ問題なんですよ。渡嘉敷なんかは漁師さんでバキュームカーに積んで、沖縄本島に持って帰るという話ですよ。こっちは処理場に薄めながら流しているという。だけど、はっきり言わせて、こういうのは単独で本当にやるには大きすぎるんです。そうですね。そう思いますでしょう。だから、そういうときに伊平屋から与那国まで集まって、離島のし尿は、最終的には海に流すわけですから、これは炭坑みたいにならずと穴を掘って入れるわけにはいかないですからね。最終的には海に流すんですよ。その海がなければ、はっきり言って離島では生きていけないわけですよ。それをすることは、沖縄県の経済にとっても大変な話なので、まとめて担当者同士まとまって、お宅はどうしているんだ、お宅はどうしているんだという話が出た中で、その中で県の担当も交えて、村長も議員も交えて、上と調整しながら、県から処理をしてもらうという方向に持っていけないと、「自分たちのだけでは金額が多すぎるから予算組めませんよ」ではだめですよ。そういう悩みは、はっきり言ってナンセンスな話。絶対に自分たちだけの力ではできないですよ。これは普通の維持管理さえもできないんだから、赤字なんだから。そこまでやるとしたら大変だよ。でも、だからといって、そのまま流すわけにはいかないわけですよ。そのまま国立公園だということにし尿処理をきれいにしないで流しましたじゃ話になりませんから。今はインター

ネットで世界中に飛びますからね。そうしたら来ませんよお客さんは。そういうものも含めて、バキュームカーは予算化してから、バキュームカー自体はよくなりました。でも、やっていることは一緒ですじゃ話になりませんよ。私はあのタンクをなくす方法、バキュームカーから出すものをどうしたらいいかということで皆さんと相談してやったら、タンクをつくって稀釈すればいいですよという話が出たわけですよ。予算がないからできませんでは通らないですよ。これは一日も早く、自分たちでできなかつたら県や国を巻き込んででもやるべき話だと思いますよ。これは後は村長に任せましょう。村長、いい考えはないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この原因のし尿処理施設に関しては、座間味区からも要望がもちろん出ております。ここ数年出ておまして、まず考えないといけないのは、あの処理施設を早い時期に、今は使っておりませんが、できるだけ早い時期に無くして、景観含めた環境をつくっていききたいというのがまず1つですね。そのためにどうするかということを生懸命考えていきたいと思っております。先ほどから試験的などという話をさせていただいておりますが、法的なものなのか、その辺がクリアできる中で、私たちのところだけではなくて、提案のあった全体の離島で議論をもちろんさせていただこうとは思いますが、安くで今できているわけですから、これが例えば法的にクリアできますよという環境が整うのであれば、それでよしだと思っておりますし、そういうのも含めてですね、負担のかからないような、あるいは財政上、厳しくならないような処理の仕方を考えつつも、ここもできるだけ早く、中にちょっと残っているのですがすぐには壊せないんですが、ここから早くあのし尿処理施設を解体をするという環境をつくっていくために、またこれからも努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

せっかくの国立公園が、人から批判されないように、先に先に手を打っていただけますように、お願いします。2番までについては以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

これから午後の会議を始めます。

午前引き続き一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午前の続きを。あの、大きい声は出せませんので、宮里議員、居眠りしないように。静かに子守唄に聞こえるかもしれませんが。じゃあ、3番、臨時職員の待遇等についてということでお聞きをします。賃金ですね、賃金はどういう体系になっているかというのを聞きたいと思っておりますので、例えば職種とかですね、年齢、継続年数等とかについてお聞きしたいと思うんですが、どの職種も時給は一緒なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。賃金の体系は、時間給となっております。職種に関しましては、座間味村の臨時職員等の給与に関する規則の中でですね、一般行政職職員、給食センターを含む、またその他特殊な勤務、幼稚園教諭、司書等の区分に分かれております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

行政職、特殊勤務と。特殊勤務というのは多分、船員のことを言っていると思うんですが、一番聞きたいのはですね、先ほど金城弘昭議員が話しておりました焼却炉の職員についてですが、彼らの場合は、一般行政職ですか、それとも特殊勤務ですか。どちらですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。一般行政職ではないと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ、彼らの区分はわからないということになりますけれども、彼らと一般行政職、例えば本庁にもいますし、阿嘉の出張所にもおりますけれども、彼らの時給とどのように変わりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、一般行政職の中からですね、今働いていらっしゃる勤務年数、それから経験、資格等を勘案いたしまして、この方達の給与の形態は、一番上が850円ですが、そのすぐ下の790円の時間給となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは勤務年数といいますか、半年に1回契約を更新していると思うんですが、例えば5年ぐらいやっている人も、1年やっている人も同じ体制になっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、実は資格等も勘案しながら決めております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

資格と言いますと、例えばボイラーの免許を持っているとか、特殊な機械の取り扱い免許を持っているとか、そういうことでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

車の免許とかですね、能力に応じてという形にしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

車の免許があるかないかで変わると。それだけでは恐らくないと思うんですよね。彼らはですね、前は役場が第三セクターに委託をしていたときに勤務している人たちで、その委託をやめるときに二一・ざまみからやめて、行政が引き取りますからというときの条件でですね、私はそのときに今は退職されている課長、当時の担当課長が、総務課長はそのときは住民課長ですけどね、要するに彼らには年収としてアップがあるんだと。それは何でかと言ったら、ボーナスも出るからという話をされていたんですよ。ところが、私が半年に1回契約をやり直すのに、何でボーナスが出るんですかと、「いや、これは特殊事情でできます」という話をされていたんですが、私の聞いた範囲では、彼らはそういうのは貰ってないということになっているんですが、実際にボーナス支給とか、そういうのはやっておられるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、確かにクリーンセンターで働いていらっしゃる方を調べたところ、賞与の支給はございませんでした。今年度の6月分から支給するようにしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

約束しておりますので、約束したものはちゃんと守ってくださいね。彼らは私の顔を見ると、職員に言っても課長に言ってもだめだと。村長が悪いんだと言いますからね。村長が悪いんだと私に言っている。私も役場の職員と一緒に扱われているわけですよ。ですから、私がどう扱われようが、それは構いませんけれども、皆さんもそういうふうに約束をして、本人たちをそこにとどめるようにしているわけですからね。だから、約束はちゃんと守ってください。それと、一般行政の職員と違って、現場というのは非常に何と言いますか、特殊なもので、約束した分の1つだけは守ってもらっているのはありがとうございます。靴とか制服は支給があったということで喜んでおりました。その部分に関してはありがとうございます。

で、もう1つ、彼らのやっているのを見て非常に怖いなと思ったのは、ビンのかけらとか、金属の破片とかを扱うんですね。そのときに、やっぱり素手でやっているんですよ。非常に危ないことではないかと。あとビンのラベルを剥すために水につけて、それを剥していますけど、それに使う手袋とか、ゴム手袋であったり、軍手であったり、皮手袋であったり、いろいろ必要だと思うんですよ。また、何か粉が飛んだりしますので、マスク、これも非常に必要だと思うんですよ。これを常備してほしいということで、前から私も何年も言い続けているけど、いまだにやっとな制服と靴がなされているだけになっているんですが、そういう体制をどのように考えておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。私も現場を確認したところ、非常に劣悪な状態で処理をやらせていました。担当のほうに指示いたしまして、マスクと手袋のほうも準備させております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

さっき、チリメーサーの話もありましたけど、人間が少なくて、非常に普通の収集と、あと中に入っただけの仕分けだけで忙しくて、そのチリメーサーを稼働する暇がないんだということも聞いております。やっぱりそういうのは、人数が少ないと、どうしてもこっちに手が回らないということもありますので、その辺も適正な人数、ただでさえ嫌な仕事なんですよ。汚れますからね。においもあつたり、いろいろなことがありますので、それを早目早目に解決してあげてください。

あとですね、行政職なんですけど、前にもちょっと課長にお願いしたことがあったんですが、海開きの日に、向こうの事務所に行ったら、そこの職員なのか何かわからないんですよ。座間味の島に住んでいる人はわかると思います。しょっちゅう会うはずですからね、顔も合わせたりしますから。どこかの業者の人だと思って話をしたら、「いや、私はここの職員です」と。あれ？ と思ったんですけど、名前もないんですね。作業着を着けているものですから、あれ、これはおかしいなということで、課長にお願いしたいんですけど、それはもう解決しておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

お話しがありました翌日に、このようなぶら下げの名札ですね、それを支給しております。今、この名札をつくるように注意しております。また、洋服のほうなんですけれども、かりゆしウエアの着用を促したんですが、彼女たちは外でかなりの力仕事をするということで、かりゆしウエアを着けるのは非常に難しいということでしたので、キャンプ場の職員にふさわしい服装をするように指導しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

「職員は職員らしく」という言葉があると思うんですね。だから、キャンプ場は特に今からふえてくると思いますので、誰が係かわからないと、地元の間人でさえわかりませんから、それはわかるように、はっきり進めていってほしいですね。

これは連続して、次の4番の施設の管理ですね。これもやっぱり海開きのときに気がついたんですよ。これは産業振興課長もちゃんとわかっていると思いますけど、参加するために阿真まで行ったら、ちょっとトイレに行ったんですね。そうしたら、それに座ったら何か書いてあるんですよ。これはあちこちでよく見かける注意書きかと思ったら違いますね。あちこちでの注意書きは「使った紙は流してください」と書いてあるんですよ。あれはアジアの国では、流しはしないでくずかごに入れる習慣などがあるものですから、何でこういうことを書いてあるのかなと思って、よく読んでみたら、「タンクの水が少なくなって流れが悪いときには、ペットボトルの水を入れて流してください」と書いてあるんですよ。何でそんなことを書いてあるのかなと思って、当時の担当、今もそうでしょうけれども、宮平参事に「こういうのがあるんだけど、ちょっとおかしいんじゃないか」という話をしてやったんですね。そうしたら、確認して言っているんですが、あんなことを書いたら、ちょっとまずいんじゃないかなと思って、課長に話しましたが、その後、施設の改善、要するにあれば自動のポンプがないということで、ポンプのスイッチを臨時職員が入れていたと。タンクの水が少なくなったら流れが悪くなると、いうふうにされていましたが、その後、ポンプを自動化したのかどうか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

ただいまの金城善昇議員の質問にお答えします。今おっしゃったように、4月の海開きのときに、私も初めて確認しました。議員のほうから申し出があったので、現場を見るとトイレとかそういう地下水のくみ上げのポンプなんですけど、これを確認すると、ちょっと古い施設で、盤自体がもともとは自動だったんですけど、今は完全に壊れてしまって、職員自体が水がそろそろなくなるなと思うときに入れたり、お客さんが多いときには、夕方一気に使われて空になるとか。これではとんでもないからということでお話いただいて、それで今回、補正のほうにちゃんとポンプアップできるように計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あの施設は、かなり前から使っている施設なんで、管理はしていると思うんですよ。ところが、本庁の職員もそれを確認していたかどうか。これが問題になってくるんですね。要するに、向こうは臨時職員3名ですか、いますよね、女性3名。いますよね。彼らがそれをやっているということは、全然気がつかなかったのか、そういう申し出もなかったのかということが問題になってくるんですが、その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

ただいまの質問にお答えします。私は4月からこの観光を担当してきて、初めてこのお話を聞きました。それ以前に担当した職員に話があったかどうかということは、ちょっと私のほうではわかりません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前のその担当者がわかっていたかどうかというのはわからないと。そういうのがもしあったら引継ぎがされているはずなんですけど、それもやられているかどうかわからないわけですよ。ということは、この今の臨時職員3名がやっているということは、本町の職員が誰もわからないということ自体に問題があるんですよ。だから、その3名のうちで口をきける人がいないかということになるわけですよ。何か異常はないかとか、困ったことはないかとか、そういう聞き方はしていないと思うんですよ。それで彼女らがやっているのを、そのまま見過ごしていると。わかってやらなかったのかどうかは別ですよ。わかってやらなかったら、それは問題になりますからね。でも、その臨時職員の中でも3名同格で、同じような責任なんですか。誰かに責任を持たせて、何かあったら報告してくださいとか、やり取りする職員がいると思うんですが、その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、職員は3名臨時職員で女性がおりますが、その中の1人、経験が長い職員をリーダーとして、何かまた大きな苦情があったとき、また困ったことがあったときはですね、観光担当の職員のほうに連絡するように指導しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ、そのリーダーが担当職員に言ったかどうかはまだわからないという感じになるわけですね。それじゃあ、何のためのリーダーさんか理由がわからないと。こういうことがあったらちゃんと報告しなさいよという義務づけ、あとは点検票みたいなのをさせるべきではないかなと私は思うんですよ。これは早急に改善してください。そうしないと、またトイレが流れないとポンプで水を上げに行かないといけないというのは、もうとんでもない話ですからね。

あと、また同じような質問ですけど、ニシバマのシャワー、コインが壊れたままになっているんですよ。女性のほうはわかりませんが、入っていくわけにもいけないものですから。男性のほうは、2つあって1つは壊れているんですね。前から指摘しているんですけど、「じゃあ、ゴールデンウィークまでに直します」と言っていたんですけど、現在、私は3日前に行って、まだ直っておりません。これがどういうことで直してないのか。その辺をちょっと聞きたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

そのお話、4月からすぐお話を金城議員から聞いていたので、すぐに発注して5月には直っているということで報告、修理は終わっていますということで、中村設備にお願いして、終わっているということで確認しています。それと、コイン式も今追加で、また今回、補正で計上してもらっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あの設備が壊れたのは4月からじゃないんですよ。ずっと前からですね、12月以前から壊れているものだから、担当には「ゴールデンウィーク前にばたばたしたら困るよ」と。「早く直しておかないといけないよ」ということで前から言っていることなんですよ。だから、全然動かないから私は公営企業課に言っただけの話でね、参事に言っただけの話。これは以前からなんですよ。

あと、阿嘉の橋の下の公園のトイレ、障害者用の車いす用のドア、あれは壊れたままでいいんですか。あれを点検した人はいないと思うんですけど、いますか。あれはそのままでもいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

橋の下の身障者用の扉は、たしか昨年、修繕を入れたかと思うんですが、そのように私は把握しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

二、三日前にですね、私、直接は確認しておりません。これを使おうとした人が、「ここは何で扉のかぎが閉まらないんですか」という話をしたんですよ。だから、いかに回っていないかがすぐわかるんですね。同じ橋の下の公園で、子供たち用の遊具があるところ。あれ鉄棒、「危険、立ち入り禁止」とテープが張ってありますが、完全に折れていますよ。あれ四、五歳の子供たちは「危険、立ち入り禁止」「使用禁止」とあっても読めませんよ。あれにぶらさがって落ちて、あれで頭でも打ったら、もう大変なことですよ。あ

の隣にあるジャングルジム、下はほとんど腐っていますよ。腐って何本かでしかもっていませんよ。ああいうものも、誰かが言ってきたら直すじゃなくて、施設がどうなっているかというのは見回りとかしないと、全く意味がない。はい、つくりました。後は知りませんよじゃ通じませんよ。はっきり言って。あれも早目に何とかしてください。事故が起こってからでは遅いですよ。これは総務課が予算がないからやめなさいと言ったんですか。総務課長。あの公園、前から私はあの遊具の件とか鹿が入らないようにとか、いろいろ予算を組んでやってくれということをお願いしてあるけれども、12月には3月に予算をつけると言って、3月には6月に補正で組みますと言っていただけ、全然その気配がないんですけど、なぜでしょうか。総務課のほうから…。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、危険遊具の点検はですね、総務・福祉課の福祉班のほうで行っておりますが、緑地公園、阿嘉の橋の下の点検のほうは行っておりませんでした。今後、危険遊具、村全体含めてですね、点検をして、予算のほうに計上していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何でもそうだけど、こっちで私は施設の管理規程の整備と、利用状況や適正管理が行われているか質問しますとあります。だから適正管理、管理規程、総務の参事、3月でやりました座間味港の施設、新しくできましたよね。あれの管理規程はできましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城議員の件ですが、それ以降ですね、実は私のほうでも沖縄県と港湾の中の施設を使わせていただいているということで、沖縄県とも相談してですね、県には港湾の条例があるということと、その下にまた村の規程が入るのは、ちょっと今は待ってくださいということで、この調整を終えてですね、県がもう実は国まで上げてですね、村からそういう相談があるということで、去った4月の中旬に、まずは村として公園を使わせていただいているので、占用許可を全てまず取りなさいと。その中で村の規程とかですね、内規について確認を行いましようということで、話を進めております。しかしながら、村としても住民の福祉、またレクリエーションをしながら、また観光客の憩い環境に資するためにですね、私としては座間味村レクリエーション用品貸し出し内規という、一応たたきをつくってですね、占用の許可を出すときに、南部土木さんに行って、これもあわせてしっかりお見せしてですね、進めたいということで、今のところそこまで作業は進めさせてもらっています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早目につくってやってくださいね。そうしないと使うこともできませんからね。

最後になりますが、観光協会の運営と二一・ぎまみの処遇についてということで、二一・ぎまみ第三セクターの件は、何回も何回も私は大城議員が質問したりとか、前期のときに宮里先輩が聞いたりとかしていたんですが、進捗がなくてですね、今はどうなっているのか。今度、総務としてどのようにしていくのか。こ

れだけを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。この二一・ざまみ、第三セクターでございますが、たしか私が1期目の就任の当初からいろいろ話をさせていただきました。そのときには、清算あるいは継続、再建策を考える、あるいは完全民営化を図るか、いろいろな選択肢がある中で、しっかりと議論させていただきたいということで、ずっとこれまで進んできております。その中で大きく動いたのは、去年からなんです、いろいろと御指摘、あるいはいろいろな話がありましたので、しっかりと議論をしていこうということで、役場の中で経営健全に関する委員会とプロジェクトチームをつくって議論をしてもらいました。その中で、幹部職員同士の意見交換会、あるいは幹部職員と二一・ざまみの経営陣との意見交換会ということをしていただくと、いろいろと検証をしてもらいながら、最終的に私のほうに答申もいただいております。答申をいただいたのが年度末だったかと把握しておりますが、この答申に基づいてといいますか、答申を見て、私としての判断をさせていただきますということで、5月に私と二一・ざまみの経営陣の方とお会いをさせていただきました。その前に議員の先生方には4月の海開きのときに、意見交換会という形で私の考え方というのを私たちの職員のほうから伝えた次第でございますので、あらかじめ承知はしているかと思いますが、改めて話をさせていただきますと、5月19日に経営陣と会いまして、私の考え方を伝えております。

簡単に話をさせていただきますと、今の状況での経営再建は非常に厳しいだろうというのが私の考えであります。ましてや、可視光のほうもなかなか予定どおり話が、工程表といいますか、事業計画どおり進んでいないという話。それと修学旅行が年々減りつつある中で、さらに大きなクレーム等もいただいている、非常に難しい状態だということもお聞きをしましたし、また、社長のほうからの話は、会長ですか、会長のほうからも話を聞いておまして、私としては現経営陣のもとで清算に向けた手続を進めてほしいという話をさせていただきました。経営陣の皆さんからは、「今の話は持ち帰る」ということで、また経営陣の中で話をさせていただいて、また議論をしていこうというところまでは来ております。

それから、修学旅行事業に関しましてですが、現二一・ざまみの体制では非常に厳しいということで、まず6月に修学旅行が1本入ると聞いております。そこは私たち観光協会含めて、お手伝いできる部分はさせていただきますというところが1つ。それと、10月以降に数件の修学旅行がもう既に確定しているんですが、会長いわく、今の二一の体制では厳しいと。どうかお願いしたいという話をいただいております。ただいま最終的な調整に入っておりますが、基本的には観光協会のほうで引き受けをして、その修学旅行がしっかりとできるように、座間味村の観光イメージを損なわないような環境をつくっていこうということで、観光協会内部でも話し合っているところでありまして、現在はですね、やっぱりお金が発生したりということもございます。その辺についての覚書の素案をつくっております。まだ二一・ざまみさんには見せていない状況なのですが、近日、1日、2日中には素案ができますので、それをもとに二一・ざまみの経営陣と話をして、しっかりと修学旅行業務が滞りなく行われるような環境を私たちとしても、行政としてもつくっていききたいと思いますし、行政のほうからも観光協会に対しては、その辺はお願いをしているところです。

それから、多くの不払い、未払いの部分が村民の事業者に対してもあると聞いております。その辺に関しましては、きょうこれから補正予算案でお願いをするところなんです、機械等の備品を二一さんが所有をしておまして、一部使える備品があると聞いておりますので、それを満額ではないんですが、ある程度の値が下がると思うんですけど、それで買取りをさせていただくと。買取りをさせていただいた上で、買取ったとの話し合いの中にはこういう形になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

3カ月前に、当時の社長、産業振興課長が調整監のときに、「観光協会は修学旅行をやる気はありますか」と言ったら、「ないです」という答えだったらいいんですね。それは修学旅行はやりませんということだということで私たちは聞いていたんですよ。何でそんなことを言うのかなと思ったんですがね。今になると「やります」ということになっているわけですよ。これ何かどんどんちぐはぐになってきているんじゃないかなと思うときがあるんですね。村長は今、現執行役員で清算をするよということでありましたけれども、海開きの日に、意見交換をという話をされています。10分か15分ぐらいしかありませんでしたので、総務課長、産業振興課長が来て説明しておりましたけれども、一番、その時に、怖い人たちが集まったなと思ったのは、要するに、役員が自己破産するか、筆頭株主である行政から破産勧告をするか、どちらかだと言われたんです。どっちにしても本人たちが全てを失うということですよ。それはおかしな話じゃないかな。だって、私は何回も言っているんですが、株主は、役場がやったからということで、皆信用してやっているわけですよ。役場なんですよ、あくまでね。だけど、政権が違ったらまた全然違うよと。でも、同じことで現村長になって観光協会ができました。これはやっぱり役場がやるからということで皆、観光協会の会員になっているわけですよ。同じことが起きないとも言えないということですよ。この辺を私は非常に感じていたんですけども、例えば一般財団法人に登録しました。あれは幾らでも、逆に言えば、補助金だけでも経営が成り立つよという考えで財団法人にしているわけですよ。一般社団法人にね。だから、あのときに逆に二一・ごまみと合併した形でね、吸収合併した形でやっていたらもっとよかったんじゃないかな。要するに観光部門のノウハウを持っている連中を引き込んでやればよかったのに、「いや、これはだめだ」と別々につくって、最初は「いや、観光はやりません。でも、何か違った形になったらやります」と、そういう形になってきた場合に、本当にこの行政の信用というのはつながるのかなと私は思っているんですよ。

だけど今、観光協会のあり方も非常に私は危惧しているんですよ。私はこの間、一緒に酒を交わす機会があったものですから、副部長にですね、「村長は観光協会の会長をおりてくれ。ほかの人を持って来てくれ」と。それは何でかと言うと、同じ頭が両方で動いていたら、見えなくなるよと、物が。そうしたら、また同じ結果が出るんだから、そんなことはしちゃいけないよと。何かいい方法を考えてくれということで、僕は副部長にお願いしたんですよ。そうしないとね、だって、いつまでも補助金だけでは済まないはずなんですよ。甘えますよ、絶対。そのときに、今の一括交付金がずっと永年に続けばいいですよ。なかった場合には打ち切られますよね。そのときに、そこにいる従業員をどうするんですか、職員をどうするんですかということになりますよ。信用してこれを築いてきた観光協会が、対外的にどうなるかということも考えないといけないわけですよ。だから、人がやったこと、自分がやったことでこうやってやるんじゃないかとね、トータルの座間味村なんだということで、見てやらないといけないんじゃないですか。僕はそう思いますよ。だから、どうしたら先輩たちの顔も立つ、役場を信用して投資してくれた人たちに顔向けができるのか、その辺は考えてほしいと思うんですよ。そうじゃないと、行政に納得しませんよ。信用されなくなりますよ。だから、本人たちに「あなたたちがやったんだから、あなたたちで清算しなさい」ではなくて、できる方法があるのであれば、ちゃんと力を貸してあげて、やったほうがいいんじゃないですか。そのほうが信頼も高くなると思いますよ、村長の。それについてどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいま私の考えを述べさせていただいたことに対してのまた御指摘だと思っておりますが、確かに余り村の中でごたごたしたことはないほうがいいとも思いますし、あるいは株主の皆様にも御迷惑をかけないようにしなければいけないというのは、経営陣も含めて考えるべきことだろうというふうに私は考えています。一義的な話をまずさせていただきますと、52%を所有している座間味村自体が大株主でありまして、その考え方というのは非常に大きく、この経営に対しては行政の考え方が左右される内容になってくると思いますので、しっかりと議論をと言いますか、検討をさせていただいてきたつもりです。できるだけ株主の皆様には迷惑をかけないようにというふうな環境をつくりたいとは思っておりますが、何分、血税をどう使うかというところも一方ではありまして、税金を投入する場合に、例えば、わかりやすいのは道義的責任がどこまであるのかというのはしっかりと判断させていただきます。その中で道義的責任の範疇の中で、行政がやるべきことはしっかりとやっていく。それは前々から申し上げていることで、ただ、そのやるべきことに関しては、税金を投入する場合、公金を使う場合には、その使う金額、そしてこの使う金額の使途、そこをしっかりと村民に説明できるかどうか、村民の大半の方々に御理解いただけるかどうかというのが1つの大きな判断基準となると思っております。結果的に、結果を申し上げますと、全く何もしないというつもりはありませんが、過去の事例であったり、あるいは座間味村の皆さんの状況も勘案しながらですね、どれだけのお手伝いができるかというところをこれから考えていかなければいけないということですね。繰り返しになりますけれども、やはり税金、いわゆる予算化をするに当たりまして、説明責任が伴いますので、その説明責任ができる範囲内のお手伝いになろうかというふうに思っております。また、二一の修学旅行参入に関しまして、本来、もともと二一・ざまみさんがやっているものに対して、観光協会が参入することによって、いろいろな弊害が出てくることはいけないだろうという状況で、修学旅行事業に対しての参入はしていないというふうに認識をしておりました。しかしながら、このたび二一さんのほうから、私たちのところではできないので、やっていただきたいという申し出があったものですから、座間味村の観光の中でも修学旅行というのは非常に大きなウエートを占めます。特に閑散期における修学旅行は、受け入れ側の事業者にとってはとてもありがたい事業だと聞いておりますので、それをなくすこともできない。更に、いろいろな苦情等があったと聞いておりますが、そういうのも挽回して、更にある程度までは修学旅行もふやさないといけないという状況を考えますと、二一・ざまみさんができないと言った現在の状況の中では、観光協会がしっかりと受け継いでいく。その中で収益を上げていくことによって、一括交付金にだけ頼らない財政運営に観光協会にもできてくるのではないかと。もちろん、それだけでの運営は厳しいとは思いますが、そういうところも勘案しながら、今回、観光協会が修学旅行を率いているというような流れになっているということでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前向きにやってください。一般社団法人の場合は、情報会議がある程度、理事会の中で外部にこれは出さなくてもいいというのを決めることができるということになっています。ところが、村民、要するにこれは税金を投入してやるわけですから、全部を公開して、経営内容、全てを公開してやるようにしてくださいね。これは隠し立てすると、ここはまずいからやめておこうとなって、どんどん膨れていって、わけがわからない状態になってきますから、都合の悪いところもいいところも全部公開して、やるようにしてくださいね。そうしないと、第三セクターとか、そういう一般社団法人、村から税金を投入しました、全部わけのわからない状態に後はなりましたじゃ通じませんから。この辺はね村長、先ほども言いましたけど、御自分で会長

をされるのもいいんですけど、私は、会長は別の人がやって、高座から、ちゃんと行政区という立場から見て経営していくようにしてもらったほうが、私はいいと思いますよ。私の質問としては終わりますので、村長、何かありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの御提案ですね、村長が会長を兼ねるのはいかがなものかというのは、御指摘のとおりだと思っております。実は任期が2年なものですから、あと1年残っているんですけど、最初の総会におきましても、役員には、理事には入ってもですね、会長にはということで固辞をさせていただいた経緯がありました。しかしながら、会委員の皆さんおのおのがですね、あるいは議事の皆さん全員が個人事業主でありまして、いろいろな会合等に出ることによって、仕事がうまく回せないというお話をいただいております。その中で、「1期でいいので、まずはあなたがやってくれよ」ということで、御意見をいただきまして、「では」ということで、1期限りでやめさせていただきますよという話は、就任当初のお話しでさせていただいておりますので、私もいつまでも観光協会の会長と村長を兼ねるのはいかがなものかと、実際に思っております。事務的にもおかしくなると思っておりますので、御指摘に関しましては真摯に受けとめて、次の役員改選におきましては、私ができるだけならないような環境づくりも含めてやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

日程第6．議案第28号 専決処分の承認について。座間味村税条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成26年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が、平成26年4月1日から施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

座間味村長 宮里 哲

座間味村税条例の一部を改正する条例

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の下に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の下に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の下に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号イ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号ロ中「1,200円」を「2,0

00円」に改め、同号ハ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号二中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号イを次のように改める。

イ 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の下に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条座間味村税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定

平成26年10月1日

2 第2条座間味村税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定

平成27年1月1日

3 第1条座間味村税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定

平成27年4月1日

4 第1条座間味村税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定

平成28年4月1日

5 第1条座間味村税条例第33条第5項、第19条第1項の改正規定

平成29年1月1日

6 第1条座間味村税条例第57条及び第59条の改正規定

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条第5項、第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	村税条例の一部を改正する条例 (平成26年総税市第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号イの項	第82条第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第29号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成26年3月31日
- 4 専決処分の理由 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）が、平成26年4月1日から施行されることから、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）が平成26年3月31日に公布され、4月1日より施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

垣間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該特別償却設備」を「次に掲げるいずれかの設備を新設し、または増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該設備」に改め、「課税を免除する。」の次に「イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。」を加える。

第4条中「（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第40号又は法人法（昭和40年法律第34号）第2条第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）」を削り、「（平成22年4月1日以降の取得」を「土地（沖振法第3条第3号の規定により離島として定められた日以後において所得したもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成26年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が、平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年3月21日条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。
第23条第1項中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同項第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税につ

いて適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成25年度一般会計補正予算
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成26年3月25日
- 4 専決処分の理由 平成25年度村道座間味阿佐線改良工事1工区、2工区並びに平成25年度阿真漁港岸壁整備工事の繰越しに伴い完了引渡時期が4月以降となるため消費税の増額が生じた。また、阿嘉漁港ターミナル機能強化事業の事業費減額が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成25年度座間味村一般会計補正予算について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

平成25年度村道座間味阿佐線改良工事1工区、2工区並びに平成25年度阿真漁港岸壁整備工事の繰越しに伴い完了引渡時期が4月以降となるため消費税の増額が生じた。また、阿嘉漁港ターミナル機能強化事業の事業費減額が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月25日

座間味村長 宮里 哲

議案第31号

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成25年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,969,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 県支出金		536,762	△15,885	520,877
	2 県補助金	491,452	△15,885	475,567
歳入合計		1,984,921	△15,885	1,969,036

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		478,996	2,169	481,165
	1 総務管理費	416,054	2,169	418,223
6 農林水産費		250,146	△19,078	231,068
	3 水産業費	211,155	△19,078	192,077
8 土木費		358,410	1,024	359,434
	2 道路橋りょう費	158,696	1,024	159,720
歳出合計		1,984,921	△15,885	1,969,036

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産費	3 水産業費	(一括)阿嘉漁港ターミナル機能強化事業	63,806	(一括)阿嘉漁港ターミナル機能強化事業	43,950
		阿真漁港岸壁整備事業	40,533	阿真漁港岸壁整備事業	41,311
8 土木費	2 道路橋りょう費	座間味阿佐線道路改良事業	56,491	座間味阿佐線道路改良事業	57,515

議案第32号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成26年度一般会計補正予算
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成26年5月15日
- 4 専決処分の理由 座間味村役場新庁舎建設にあたり、座間味村役場敷地現況土質調査、並びに測量調査の必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をした。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成26年度座間味村一般会計補正予算について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

座間味村役場新庁舎建設にあたり、座間味村役場敷地現況土質調査並びに測量調査の必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月15日

座間味村長 宮里 哲

議案第32号

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,302,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		50,035	1,221	51,256
	2 基金繰入金	42,112	1,221	43,333
歳入合計		2,301,441	1,221	2,302,662

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		329,597	1,221	330,818
	1 総務管理費	296,851	1,221	298,072
歳出合計		2,301,441	1,221	2,302,662

議案第33号

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,443,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		391,719	13,173	404,892
	1 国庫負担金	15,267	9,100	24,367
	2 国庫補助金	374,222	4,073	378,295
13 県支出金		552,534	63,629	616,163
	2 県補助金	508,235	63,629	571,864
16 繰入金		51,256	64,135	115,391
	2 基金繰入金	43,333	64,135	107,468
歳入合計		2,302,662	140,937	2,443,599

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		330,818	39,286	370,104
	1 総務管理費	298,072	29,238	327,310
	3 戸籍住民基本台帳費	14,816	10,048	24,864
3 民生費		145,505	9,066	154,571
	2 児童福祉費	21,380	3,104	24,484
	3 生活保護費	49	5,962	6,011
4 衛生費		123,153	39,294	162,447
	2 清掃費	38,700	39,294	77,994
6 農林水産費		89,791	7,657	97,448
	1 農業費	19,670	2,525	22,195
	2 林業費	35,528	4,720	40,248
	3 水産業費	34,593	412	35,005
7 商工費		100,167	22,129	122,296
	1 商工費	100,167	22,129	122,296

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		477,002	18,245	495,247
	2 道路橋りょう費	238,353	7,109	245,462
	4 港 湾 費	4,309	215	4,524
	6 住 宅 費	154,892	10,921	165,813
9 消 防 費		108,139	5,130	113,269
	1 消 防 費	108,139	5,130	113,269
10 教 育 費		707,402	130	707,532
	6 保 健 体 育 費	20,699	130	20,829
歳 出 合 計		2,302,662	140,937	2,443,599

以上でございます。以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．議案第28号 専決処分の承認について。座間味村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8．議案第29号 専決処分の承認について。座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第30号 専決処分の承認について。座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第31号 専決処分の承認について。平成25年度一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

4ページをお願いしたいと思います。繰越明許費でございますけれども、こちらのほうに阿嘉のターミナルの機能強化事業が入っていますが、県の補助が1,500万円減になってきておりますが、これは工事費、工事はこれを減にしてもできるのかできないのか、この1点と。これは何業者で入札したのかですね。また、もう1点ですけど、この4,300万円の中に消費税も入っているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

阿嘉の屋根つき歩道の工事ですけども、約2,000万円程度減額の繰越明許費の補正になっております。実はですね、これは3月の議会で、この6,300万円余りを繰り越すということで、1回繰越明

許費補正の議決をいただいたんですが、村が考えていた繰越額とですね、これは国庫補助事業を含む一括交付金の繰越限度額、これは1月ごろに決まるんですが、その中でちょっと金額の相違がございまして、減額せざるを得ないという形になりました。工事の施工についてはですね、この約2,000万円減になった分で入札を行って、既にもう落札をしております。業者としては5業者で入札を行いました。消費税も含まれております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この交付金につきましては6月から何月までですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

原契約では8月31日の工期となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

こちらには阿佐線とか阿真の漁港がありますが、これは工事の完成は何月ごろのめどですか。完成していますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

阿真漁港のほうは現在、順調に工事が進んでおりまして、7月末の工期内には完了する予定となっております。さらに、座間味阿佐線の工事ですけれども、これについては1工区と2工区と分れておりまして、1工区が8月いっぱい、2工区が9月末ということで、これは繰越事業ですね。9月いっぱいには、この箇所は終わると思っています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

わかりました。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第32号 専決処分の承認について。平成26年度座間味村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

補正(第2号)の件でございますけれども、7ページのほうに役場のポーリングですか、調査費が入っているんですけれども、これ大変非常に、この補正を見てびっくりしたんですね。なぜかといいますと、6月何日ですか、この補正をやったのは。この中に、議会を召集する暇がないというような専決処分の理由でございます。専決処分というのは、皆さん方は事務方ですからよくわかると思うんですが、災害があるとき、緊急時に何かあるときに処分ができるわけですね。だから、なんでもない6月の中で専決処分というのは、これはもう考えられない話なんです。こちらから見てはですね。しかも、役場をつくる大事な工事、役場は議員も誰もわからないですよ。これを見て、役場をつくるんだなど。今から補正が入ってくるんですけれども、本当に執行部もこれだけのやり方ではですね、本当に私はびっくりしているんです、本当に。だから、これにおきましても、私は先ほどの繰り返すところで、何か庁舎検討委員の方から聞いてですね、「議会でもわからないのに、何であなた方がわかるか」と、言われたんですよ。それにつきましてですね、村長にお聞きしたいと思います。その点、お聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、議員の御指摘は最初に、まずこれが本当に専決処分に当たる内容なんですかということだと思っております。御指摘は真摯に受けとめなければいけないのかなというふうに思っております。確かに、これまでの3月の定例会での施政方針の中で、新庁舎建設に取り組むとか、そういう話はさせていただいてはありましたが、また、あるいは委員の先生方の中には正副議長にも入っているという事実はございますが、もうちょっとしっかりと説明をする場所があってもよかったのかなというふうに、前回行われている全員協議会の中の議論の内容も聞かせていただきました。反省するばかりでございます。この辺はしっかりと真摯に受けとめをさせていただいて、これからの村政運営、あるいは議会との予算のつくり方等々についても、職員一同気を引き締めてやっていきたいということで、この件に関しましては、おわびをさせていただきますとともに、既に軟弱地盤だということで、早急にやりたかったということもありましたので、そういう状況も踏まえてですね、御理解等をいただきたいというふうに思っております。今回の件、本当にいろいろと情報を先に出すべきところに出さなかったことに関しましては、心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。また改めて、その内容につきまして、あわせて庁舎建設の進捗状況につきましても大詰めを迎えておりますが、ある程度説明ができる資料が整い次第、議員の先生方にも見ていただいて、御意見を伺いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。大変失礼いたしました。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

村長の今度の施政方針の中にもですね、やはり庁舎の建設につきましては、一応説明があったんですけども、本当にこんなに早く来るとは思わないので、特に隣村の渡嘉敷みたいに金があるのでしたら、何も文句は言いません。だから、その金の金銭的な面はどうしてやっているのかというのも、こちらはわからないわけですね。ただ、予算に上がってきているから、そういうことはできない、本当にびっくりしているんですよ、実際は。ただ、庁舎をつくるというのは、こちらは非常に賛成ではあります。だから、この工法につきましても、どのようにやるかというのもまだ聞いていないわけですね。だから、これにおきましても、やはり慎重に、特に議員がわからないというのは、これは執行部の本当に失態ですよ、これは。だから、今後ですね、こういうことがないように、今後あらゆるものにおいてもですね、詰めてやってください。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今の質問と全く同じページでございますが、ちょっと内容的に私も知っておくかなというのがありますので、土質調査と測量調査なんですけど、これは何カ所で何メートルぐらいのボーリング深があったのかどうか、その辺、ちょっとわかるんでしたら教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ボーリングの調査は2点行いました。1カ所は役場の前、懸垂幕の真下ですね。もう1カ所が、後ろのごみステーションのある場所をさせていただいております。当初予定では、3日ぐらいで終わると思っていたんですが、やはり想定していたとおり軟弱地盤でありまして、43メートルという数字が出てきております。その数字をもとに、またいろいろと検討させていただくことによって予算等の話が出てくるのかなというふうに思っています。これは建設地の話です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。全員協議会のときに、総務課長のほうから、ちょっとだけ説明をしていただいたんですが、3カ所と聞いたんですが2カ所ですね。これは結構、沖縄の地盤は、特に自分も経験上、座間味は結構ボーリングをしてきたものですから、ちょっと距離が違うだけで二、三メートル違うだけで全然違うんですよ。土質の質が。その点は2点で大丈夫かなとは思いましたが、かなり深く掘っているんだらうなというのが感じられました。二、三日前のニュースにありましたけれども、どこかのマンションが傾いていたということもありますので、そういうことがないように、しっかりと頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

専決処分の方法については、金城勝英議員からありましたので質疑はしませんけれども、この間の全協でスケジュール表を渡されたときにはびっくりしましたけれども、だから、検討委員会の皆さんには、議長も副議長も入って説明しておりますと言うけど、専決処分をその1週間の間でやられておりましたので、委嘱状を渡す前に専決処分をして、委員には説明してありますというのは、その意味がよくわからなかったけ

れども、それは村長が先ほどの質疑で答えておりますからいいんですが、屋敷というか土地ですね。非常に狭い土地で、これを移転というか建てかえをするということなんです、ここのスケジュール表の2ページには、後ろの歯科診療所の件は、話についてはかかると、まだ話についてはかかっていないという話を私は聞いたんだけれども、ここには何か金額が書いてあるんですけど、座間味歯科クリニックに係る費用60万5,560円と書いてあるんですが、話についてはかかっていないのに、もう金額を入れても大丈夫なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、話し合いが終わっているのは、工事が始まりますので、その間、休診という形になるということが話し合いの中では終わっております。今回、次の議案で上げさせていただき補正のほうにはですね、歯科器材を撤去する、廃棄する予算でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

器材の移動ということですね。この歯科クリニックは、今後はどうされるんですか。こちらから引越してきて、また開業するわけですか、それとも庁舎ができれば、またどこかの1カ所に入るんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

この件につきましては、私のほうでクリニックさんと話を詰めておまして、まずは庁舎が古いということで、お隣の建物も同じような状況ということで、軒下も落ちているという状況で、まず同じように解体させていただきますと。それに伴って8月いっぱいをめどにですね、クリニックは休止ということで、お話しさせていただきます。その後ですね、係る歯科診療については新規の庁舎においてもですね、一定のスペースを確保してもらおうということでお話はさせていただいております。しかしながら、そこにですね、現状の歯科医が入るとかというお話まではまだ至っておりませんで、この辺はまた時間を追ってお話ししていきましょうねということですね、スペースの確保については、村としても一定の確保をしたんですが、新たに診療についてはですね、また村の方針もしっかり定めて、本人たちの希望も聞いてですね、すり合わせしながら進めていこうという、この段階で今はとまっている途中です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

こんな小さい村にも歯科診療があるというのはいいことではありますけれども、庁舎を、もともと村の施設を使っている形になっていますよね。それを新庁舎をつくって、また同じように庁舎の中に、要するに個人経営の歯科医を入れるというのが、本当にいいことなのか、いけないことなのか、その辺までちゃんと考えてもらわないといけないと思いますよ。どこかほかの施設をつくってくださいだったら、そうしてくださいという感じでやらないと、庁舎の中にそれを入れますということは、一定のスペースを確保しますということを書いてしまっただけなのかなというのを私は非常に危惧しますけれども。その辺は大丈夫なんですか。村長はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしく今、その議論をこれからしないといけないというふうに思っております。これまでの経緯が資料として残っていないものですから、御説明できないんですけど、これまで過去の議会でも御指摘を受けている部分があります。例えばですね、いつまでも無償で公共施設を使ってもらうんですかという話も、実はあつたりしました。そういうところも含めて考えますと、歯医者さんは必要です。ただ、行政としてももちろん必要だということでスペースを確保しようということで今、議論をさせていただいておりますけれども、例えばそこに入る人をどういうふうに変定をするのか。あるいは、その施設をつくった場合には使用料云々に関してはどうするのかということも含めてですね、しっかりと議論をしてくださいという話を担当に今しているところでございまして、これ以上の詳しところの説明はできないというのが現状でございまして。またこの辺もまた改めて報告ができる日があればしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに村長が言うように、歯科があるのはいいですよ。でも、やっぱり行政の庁舎の中に、それを個人的なものを入れるかどうかというのは、非常に議論を尽くさないと、これはいけないと思いますよ。子供たちの検診とかそういうもの、定期的な検診とかというのはやっていただく方向に行っても、常時、行政のスペースの中にそれを入れてもいいものかどうか。例えば、ここが3階建てにかわるとしても、スペースにそんなに余裕があるとは思わないので、そういうものはどうなのかと。あともう1つですね、もし教育委員会の後ろのほうに建っている建物があるんですけど、自家発電、これは180万円の予算を積んでついていまして、これはどうされるのか。このスペースはかなり大きなものだからね。工事をするとき、これを残したまま工事すると、大分またへこんでくるので、形がいびつになってくるので、どこかの場所に移動しておいて、それでやるのか。それとも、そのままこのスペースを余裕をもってつくって、要するに前のほうにつくって、後で壊すのか。それはどう考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

補正予算に計上させていただいております180万円。これは電気保安協会にお支払いする予定にしておりますが、自家発電というのはですね、今、停電したときにLGWANとかいろいろな施設がございまして、その施設がとまらないように、自動的に発電装置にかわる装置のことでございます。庁舎が移転して、社会福祉協議会のほうにまゐりますが、そのときに今の自家発電の装置が社会福祉協議会に置いてある機械に行くようにという形の工事と、あと、電気の容量が足りませんので、社会福祉協議会のほうに行く場合の電気の容量の増設の工事費になっております。後ろに置いている今の建物に関しては、壊すかどうかは今、設計の中で検討中でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その分だけ敷地面積をそのまま置いておくとすると、その分だけ敷地面積が小さくなるわけですよ。その辺も考えてやっているんですか。小さくなるというから、中のスペースはもっと小さくなりますからね。私みたいに太っている人間は歩きにくいですよ。とにかく、これは先ほど、議長はそういうことが専門なので、話を昼休みに聞いていたら、かなり老朽化しているから、動かすのには無理がないかという話があつたんで

すよ。何かをやるんだったら完全にどこかに移動して、新しいものをつくらないといけないんじゃないかという話があったんですけど、そうしないで、そのままやったら、工事中に何か差しさわるとかはないかということですね。差しさわりがあった場合には、例えばパイルを打つとして、振動を与えてやった場合に、設備が打たれた場合に、緊急事態に役に立たなくなりますからね。その辺も考えてやるべき話だと私は思うんだが、その辺はまだちゃんと設計屋とは話はしていないということですよ。早く話をして、こういうのは出して来たほうが良いと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御意見ですが、確かにおっしゃるとおりで、設計の段階で今、進めているところなんですけれども、後ろの電気の施設が非常に形をいびつにさせてしまうような状況ということで認識しております。今、入っている機械ですね、下水道の停電のときの機械が入っているようで、とめてしまうと、すぐ前のマンホールですか、そちらのほうがですね、あふれてしまう可能性があるということで、とめることができないということでした。また、すぐには移動できないということでしたので、その辺もですね、どの場所に、新しい新庁舎にですね、そういう場所を設けるかどうか検討していきたいと思います。また、壊すようでしたら、最後に壊して、新庁舎に入れてから後ろを壊すということも考えながらですね、早々に検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常事態にこれがとまることのないような動かし方を、庁舎ができるまでは進めてください。勝英議員からもありましたように、私たちは庁舎をつくるのを反対してはおりません。こういう書類の提出の仕方がおかしいよということを行っていますからね。次は、ちゃんとしたものを出してください。次はないかもしれませんが。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第12. 議案第33号 平成26年度座間味村一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

11ページです。農林水産費の部分で、加工施設の備品購入費、先ほど一般質問の中で二一・ざまみさんの話がありましたが、そちらのいわゆる未払い金のほうに充てるための備品購入費ということでよろしいですよ。現在は、二一の未払い金が幾らぐらいあるかというのは、大まかで把握していますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

私どもで把握している金額はですね、非常に細かいんですが、318万2,446円となっております。

○ 議長(中村秀克)

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

わかりました。実際に60万円ぐらい金額が足りない状況なんですけれども、実際に足りない状況なんです。これはもちろん二一さんのほうにお金振り込まれて、向こうがどのように支払いをするかという、向こうに渡った後の処理はタッチできないかもしれないんですけども、事業者としてはやはり一日も早くくれと。我々議員に対して今は矛先が向いてですね、「あなたたちにも責任があるから、しっかりと私たちのもとにお金が入るまでは、責任をとりなさい」と。いろいろな会合のたびに言われているんですね。ですから、この不足分を全体の未払い業者に対して、例えば70%ぐらい払うのか、もしくは全く払わないところと払うところと別れるのか。二一・ざまみさんに対しては確認。

この1つと、あともう1つは、ちゃんとこの、いわゆる購入した費用の252万5,000円が、本当に未払いで払われるのか。この2つは、ちゃんと責任を持って確認していただきたいと思います。非常に心配です。もう民宿のおばさんにも、この間の初会の席でも、30分以上僕はヌラーリテいましたので、本当に死活問題になってきます。行政も含めですね。その辺をひとつお願いしたいと思います。

次、12ページです。ダイバーズ・エッグ・プロジェクトというのが上がっておりますが、いただいている資料の中で、これプロポーザルはどちらになる予定ですか。村内の業者になる予定ですか。そこまではまだわかっていない状況ですか。大丈夫ですか、答えられますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事(宮平正則)

ただいまの御質問にお答えします。まだ業者選定までは行っていなくて、村内なのか村外になるのか、ちょっとまだ決定はしておりません。

○ 議長(中村秀克)

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。できれば、もちろん村内業者のほうが、村内の団体のほうがいいとは思いますが、もちろん、直接こちらのほうにお金落ちるわけですから。あと、一過性でぜひ終わってほしくないで、具体的に、例えばどういうふうな部分に補助対象が行くのかとかですね、これを見ていると、安全確保人員費、恐らくこれはインストラクターだとかガイドのことだとは思いますが、この事業内で交通費等の負担が増となるためという課題が書いてありますから、単純に、例えば交通費負担をして高速船免除にする費用に使われて、予算が、あれが終わったら全部事業が終わりというふうになっちゃうと、非常にこれもまた何か、一過性でばらまきの感じになりますので、そこもしっかりと。例えば必ず陸上のノルディックウォーキングとかですね、そういうところに結びつけた事業にさせていただくとかですね、しっかりと今後精査して。観光協会も含めてですね、議論していただきたいと思います。なるべくは村内事業でプロポーザルをしてください。よろしくお願いします。

あと13ページです。公営住宅整備です。補正のほうで1,000万円余り上がっていますが、これはどうですか。今後のスキーム、いわゆる建築に関してですね、入札も含めて予定をお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の質疑にお答えします。今回、補正を出させていただいているのは、御存じのように平成25年度の阿佐地区への公営住宅の建設の繰り越しに伴う追加分の予算になります。昨年、2回の入札が不調に終わりました、繰り越しとなったわけですが、新年度に入りまして、緒経費積算の見直しを、新しい単価で見直しまして、1,000万円程度増額ということで、抱き合わせで発注をします。発注予定としましては7月、早ければ年内には完成をさせたいという見込みであります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。心待ちにしている村民がたくさんいますので、ぜひとも年内に完成するように、よろしくお願いします。また今度は阿嘉・慶留間のほうもありますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

12ページ、ちょっとお聞きしたいと思います。そちらのほうの負担金補助金のJTBへの負担金が150万円計上されていますが、これは、あちらのほうから要請があったのか、それともどういったメリットがあっこのようにのが毎年これだけ出るのかですね。その辺等、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

ただいまの御質問にお答えします。こちらは5月に協定を結んだ中においてのものなんですけど、実はこの事業は共同の事業で、全国的な「るるぶ沖縄」というものを発刊するんですけど、これを2万部発刊するんですよ。これの負担金として、これは全体で750万円かかるんですけど、私たちの村と隣の渡嘉敷村のことを全て中身をやってもらうので、これはJTBのほうで。その負担金として150万円ずつ、こちらと、そして残りはJTBのほうで負担します。これは全国的に、主な観光施設に置いてくれるということになっ

ております。すごい宣伝になると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

二、三お聞きします。11ページの環境衛生処理事業。これは生ごみ処理機の座間味、阿嘉、ここに説明されている一括交付金の活用ですね。今、チリメーサーが座間味と阿嘉の両方にあるんですけども、生ごみのことで大いにこれまで議論しています。座間味についてはですね、私は見ているので、ドラム缶の分とかは移動すれば何とか稼働できるんですよ。阿嘉で今、処理されているのが、何か言いにくい話なんですけれども、あれがうまく活用できるかどうかというのは、向こうの現場の人たちとの話し合いができていますか。こういった生ごみ処理機に今の処理方法が変わりますよというのは、現場との調整はできていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

これについてはですね、昨年の前任者のほうからもですね、生ごみ処理機については導入するというお話をやったということなんですけど、どこまで具体的なお話をしたかというのはまだ確認はしていません。私も4月以降に担当になったんですけど、またこの件で、実は一括交付金の内示が出たのが5月後にしか内示がいただけませんでしたので、これからまた早急に細かなお話もさせていただこうかなと考えています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

とてもいいプロジェクトなんです。生ごみを堆肥に変えるとかというのは。ところが生ごみは、置いておくと腐敗ごみになりますからね。そういった連携がうまくかみ合えば、すばらしいことです。ぜひ今からでもフローシートをつくって、動きを説明したほうが良いと思います。

もう一つ、先ほど同僚議員が聞いておりました加工施設の備品購入、これは会計課長が詳しいと思うんですけども、二一・ざまみの備品となっていますけれども、県の補助事業で導入したものだと思います。保健センターから、いわゆる自治会もしくは団体に対する特産品づくりについての補助事業で、県が3分の2、事業主体が3分の1、私の記憶が間違いなければですよ。それで、当時の二一・ざまみが事業主体で3分の1を持ちきれないということで、村に予算措置をして負担したという。くれぐれも言いますよ、私の記憶が間違っていなければ。それで名義上は二一で導入したという覚えがありますが、もちろんその耐用年数の問題もあるし、ぎりぎりセーフかなと思うんですけども、制度上はそういった補助金を利用して導入したんじゃないかなと思いますけれども、大丈夫ですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

御意見ですが、精査して確認をいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

お願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

さっきJTBさんの負担金の部分で、慶良間の特集というか、雑誌をつくって、あれは発行部数は何万部でしたか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

2万部です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

2万部つくるということですか。課長、どうですか。2万部発行するのに座間味村の負担が150万円、高いと思いますか、安いと思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

2万部で全国に行くということになれば、特に高くは、見返りはそれだけ観光客が来てくれれば、高くはないんじゃないかと思うんですけど。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ちなみに、まず「るるぶ」ですね。「るるぶ」という雑誌が、これギネスブックに登録されています。これいわゆる発行件数といいまして、部数の数でギネスブックに認定されている旅行雑誌ということのを頭に置いていただいて、「るるぶ沖縄」が年間約25万部発行されているんですね。「るるぶ沖縄」でカラー1ページ業者が出すと、約100万円です。1ページだけで。ですから、この特集で3万部が150万円、座間味村側が150万円のできるというのは、本当に安い、あり得ない、しかも宣伝効果は世界ですから、すごいとんでもない宣伝効果ですので、今度JTBさんがいらした場合は、ぜひまた来年も再来年も100年続けてくださいと言ってください。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょっと聞き忘れていたので、12ページなんですけどね、需用費の中で修繕費等と。これに高月山トイレ、くじらの里等とあるんですが、前からですね、私がちょっとお願いしていたことがあるんですが、阿嘉・慶留間の岳原、中岳ですね。それと、後原の、あそこは鼠の巣になっていて人が、はっきり言いまして、文明人が入るトイレではなんですよ。未開地の人 cameたら入るかもしれませんが、あれを何とかする方法はないものだろうか。だから質問しているんですけど、例えば、参事お勧めでした水の少ない小水型にやるとか、タンクをセットしてですね。バキュームカーがせつかくありますから、タンクをつくっておいて、それでこう処理をするような感じでね、向こうに行った人も、展望台に上がるのにいちいちお家でトイレに入ってくださいよ、向こうにはありませんからというわけにはいきませんのでね、その辺を何とか考えていただきたいなと思っているんですが、参事、次の補正にはその金額は出てきますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班・参事。

○ 船舶観光班・参事（宮平正則）

ただいまの金城議員の御質疑にお答えします。その場所を確認して、ちょっと調査をして、次回の議会に補正として上げられるように、調査を入れたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

検討しないで計画をつくって出してください。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 報告第1号 平成25年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について村長の報告を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成25年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
6 農林水産	3 水産業費	阿真港岸壁整備工事	円 66,427,000	円 41,311,000	円 0	円 43,022,000	円 0	円 11,000,000	円 0	円 △12,711,000
6 農林水産	3 水産業費	(一括)阿嘉漁港ターミナル機能強化事業	43,950,000	43,950,000	0	0	35,160,000	0	0	8,790,000
7 商工費	1 商工費	(一括)慶良間海域活用ダイビング利用ルール策定事業	2,199,000	2,199,000	0	0	1,759,000	0	0	440,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	座間味阿佐線道路改良工事請負費	101,024,000	57,515,000	0	0	46,012,000	9,700,000	0	1,803,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック総点検事業	3,000,000	3,000,000	0	2,400,000	600,000	0	0	0
8 土木費	6 住宅費	公営住宅整備事業	96,040,000	89,167,000	0	0	51,360,000	22,000,000	0	15,807,000
合計			312,640,000	237,142,000	0	45,422,000	134,891,000	42,700,000	0	14,129,000

平成26年6月13日

座間味村長 宮里 哲

詳細につきましては、農林水産の阿真港岸壁整備工事から公営住宅整備事業までの6件でございます。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成26年第2回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後3時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 大 城 晃

署名議員 金 城 勝 英